

令和 7 年第 1 回 千早赤阪村議会定例会会議録

開会 令和 7 年 3 月 4 日

閉会 令和 7 年 3 月 19 日

千早赤阪村議会

令和7年第1回千早赤阪村議会定例会（第1号）

1. 招集年月日

令和7年3月4日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 吉 田 昭 之

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 署名議員

2番 井 上 浩 一

7番 藤 浦 稔

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

健康福祉部長 中 野 光 二

村政戦略部長兼産業建設部理事 池 西 昌 夫

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

総務部長兼産業建設部理事 日 谷 順 彦

7. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局書記 土 井 達 也

8. 議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 議案第 6号 教育委員会教育長の任命について

日程第 5 議案第 7号 千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について

日程第 6 議案第 8号 千早赤阪村職員定数条例の改正について

日程第 7 議案第 9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児

休業等に関する条例の改正について

- 日程第 8 議案第 10 号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について
- 日程第 9 議案第 11 号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について
- 日程第 10 議案第 12 号 職員の旅費に関する条例の改正について
- 日程第 11 議案第 13 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について
- 日程第 12 議案第 14 号 千早赤阪村下水道条例の改正について
- 日程第 13 議案第 15 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について
- 日程第 14 議案第 16 号 千早赤阪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正について
- 日程第 15 議案第 17 号 令和 6 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 13 号）
- 日程第 16 議案第 18 号 令和 6 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 19 号 令和 6 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 6 号）
- 日程第 18 議案第 20 号 令和 6 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 21 号 令和 6 年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 20 議案第 22 号 令和 7 年度千早赤阪村一般会計予算
- 日程第 21 議案第 23 号 令和 7 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算
- 日程第 22 議案第 24 号 令和 7 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算
- 日程第 23 議案第 25 号 令和 7 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 24 議案第 26 号 令和 7 年度千早赤阪村下水道事業会計予算
- 日程第 25 代表質問

午前１０時００分 開会

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は７名です。定足数に達していますので、令和７年第１回千早赤阪村議会定例会を開会します。

まず初めに、菊井村長より挨拶がございます。

菊井村長。

○菊井村長 おはようございます。

令和７年千早赤阪村議会第１回定例会の開会に際しまして、議長のお許しを賜り、一言ご挨拶申し上げます。

本日、定例会を招集しましたところ、千福議長はじめ議員各位におかれましては公私何かとご多用中にもかかわらず、ご参集賜りまして誠にありがとうございます。また、平素から本当に村政運営に特段のご配慮、ご尽力をいただき、厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて、いよいよ大阪・関西万博が４月１３日に開幕します。大阪４３市町村の祭典では、中津神社上若中の獅子舞の披露や観光協会からの出店などをしていただく予定でございます。また、南河内６市町村がアートをテーマに地域の特性を生かした南河内ＬＩＶＥ

ＡＲＴ ＥＸＰＯを実施するなど、千早赤阪村らしい魅力発信と活性化につながるイベントを計画中でございます。また、詳細が決まり次第、情報提供のほうをさせていただきますので、よろしくお願いします。

さて、今季初の定例会でございますので、令和７年度の村政運営方針を述べさせていただきます。

提案します案件は、令和７年度予算をはじめ、教育長の任命など重要な議案ばかりで、人事案件１件、条例案件１０件、各会計の補正予算５件、各会計の当初予算５件の合計２１件でございます。議員各位におかれましてはご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いします。

○千福議長 次に、２月２６日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 ２月２６日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会の提出予定議案の審議方法等を審査しましたので、報告いたします。

本日の付議案件は、議事日程第１号のとおりです。

村長からの提出予定議案は、議案第６号から議案第２６号までの２１議案で、審議方法

については、議案第6号は本会議、議案第7号から議案第21号までは所管の常任委員会、議案第22号から議案第26号の5議案は当初予算特別委員会を設置し、付託することに決めています。

今年初めての定例会ですので、代表質問を行います。5会派が通告をしています。また、3月5日午前10時より、議事日程第2号のとおり一般質問を行います。6名が通告されております。

なお、今期定例会の会期は、本日3月4日から3月19日までの16日間と決していますので、併せてご報告いたします。

以上です。

○千福議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○千福議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番井上議員、7番藤浦議員を指名します。

~~~~~

○千福議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日3月4日から3月19日までの16日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日3月4日から3月19日までの16日間と決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第3、諸般の報告を議題とします。

5件の報告があります。

1月30日に開催されました令和7年第1回大阪南消防組合議会定例会を私から報告します。

議会日程は13件、提案内容については、報告案件2件、人事案件1件、条例改正案件3件、予算案件2件、議員提出議案1件の計9案件が提案されました。

日程第1、議会運営委員会委員長報告については、1月17日と1月30日に開催された同委員会の結果についての報告で、定例会の運営について等の報告をされました。

次に、日程第２、会議録署名議員の指名については、１０番沼元彩佳議員、１１番國下尊央議員を指名されました。

次に、日程第３、会期の決定の議題については、会期を１日間と決定されました。

次に、日程第４、報告第１号専決処分報告損害賠償の額の決定について専決処分したことによる理事者側から報告があり、河内長野市選出の丹羽議員から質疑がありました。

次に、日程第５、報告第２号専決処分報告職員の給与に関する条例及び大阪南消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について専決処分したことによる理事者側から報告があり、全会一致で承認されました。

次に、日程第６、議案第１号消防功労者表彰の推薦について理事者側から説明があり、全会一致で可決されました。

次に、日程第７、議案第２号大阪南消防組合手数料条例の一部改正について理事者側から説明があり、全会一致で可決されました。

次に、日程第８、議案第３号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について理事者側から説明があり、全会一致で可決されました。

次に、日程第９、議案第４号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について理事者側から説明があり、全会一致で可決されました。

次に、日程第１０、議案第５号令和６年度大阪南消防組合一般会計補正予算（第１号）について理事者側から説明があり、羽曳野市選出の笹井議員の質疑の後、全会一致で可決されました。

次に、日程第１１、議案第６号令和７年度大阪南消防組合一般会計予算について理事者側から説明があり、羽曳野市選出の笹井議員の質疑の後、全会一致で可決されました。

次に、日程第１２、議員提出議案第１号大阪南消防組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について議案提案者の山本議員から説明があり、全会一致で可決されました。

次に、日程第１３、一般質問についてですが、太子町選出の西田議員から防災対策の強化について質問の後、理事者側から説明がありました。

令和７年第１回大阪南消防組合議会定例会の結果報告については以上であります。

次に、令和７年２月１２日に開催されました第１回南河内環境事業組合議会定例会の報告を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 それでは、令和７年２月１２日、第１回南河内環境事業組合議会定例会が開催されました。つきましては、その内容をご報告申し上げます。

本会議前に議員全員協議会が開催され、議会運営委員長から、事前に開催されました委員会の内容として、委員の交代や提出議案の取扱いなどの報告があり、その後、事務局から、第1清掃工場基幹的設備改良工事の完了報告や石川県能登半島地震における災害廃棄物処理の状況、令和6年度一般会計補正予算（第3号）などの説明がありました。

続きまして、本会議では以下の提出議案が審議されました。

順に申し上げますと、第1、報告第1号組合議会議員の異動については、河内長野市から吉竹英行議員、河南町から佐々木希絵議員、太子町から辻本博之議員が組合議会議員に就任された旨の報告がありました。

2番、承認第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分につき承認を求めることについては、令和6年の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与関係法令が改正されたことに伴い、組合の一般職給料表における給料水準の引上げ及び期末勤勉手当支給月数0.1か月分引き上げる改定について、富田林市に準じて令和6年12月26日付、専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

3番、承認第2号令和6年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分につき承認を求めることについては、人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う人件費の所要の措置を行うため、歳入歳出それぞれ840万5,000円を追加し、総額を54億1,273万9,000円とする補正予算について、令和6年12月26日付、専決処分したもので、原案のとおり承認されました。

4番、議案第1号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定については、国家公務員退職手当法において、就業促進手当に関して改正されたことに伴い、所要の改正を行うもので、原案のとおり可決されました。

5番、議案第2号令和6年度南河内環境事業組合一般会計補正予算（第3号）は、第1清掃工場基幹的設備改良事業の令和5年度事業の継続費を繰越したことによる起債償還及び財源の補正と本事業によるほか施設処理費等を補正するもので、歳入歳出それぞれ4,678万4,000円を追加し、予算の総額を53億6,595万5,000円とするもので、原案のとおり可決されました。

6番、議案第3号令和7年度南河内環境事業組合一般会計予算は、歳入歳出予算の総額を27億9,543万円と定めるもので、原案のとおり可決されました。

予算の概要としては、歳入では、分担金及び負担金が21億5,379万8,000円で、前年度比229万1,000円の減、使用料及び手数料は8,299万3,000円、財産収入は1,688万円、繰入金は2億8,627万6,000円、繰越金は1億1,500万円、諸収入は18万3,000円、組合債は1億4,030万円。

次に、歳出では、議会費は373万5,000円、総務費は7,836万8,000円、衛生費は20億4,408万4,000円で、うちごみ処理費が16億5,105万7,000円、し尿処理費が3億9,302万7,000円、公債費は元金、利子合わせまして6億5,924万3,000円、最後に、予備費は1,000万円。

以上が令和7年度予算の概要でございます。

7番、監査報告第1号例月出納検査の結果報告については、令和6年7月から12月分の検査結果が報告され、特に問題はなかったとのことです。

以上、簡単ではございますが、令和7年第1回南河内環境事業組合議会定例会の報告とさせていただきます。

○千福議長 ありがとうございます。

次に、令和7年第1回大阪広域水道企業団議会2月定例会の報告を求めます。

井上議員。

○井上議員 大阪広域水道企業団議会の報告をいたします。

去る令和7年2月3日午後1時より2月定例会についての全員協議会が行われました。招集日の内定、提出予定議案の説明があり、質疑が行われました。その後、2件の報告事項があり、理事者退席の後、定例会の議事運営について確認、来期の議席配分、議会日程等を確認、協議され、閉会いたしました。

令和7年2月定例会は2月14日に行われ、午後0時30分より全員協議会を行い、本会議の運営について、議会運営に係る確認事項等に関する事例集の更新について協議が行われ、その後、午後1時より本会議が行われました。諸般の報告では、当選議員の報告、紹介が行われ、続いて定期監査、工事監査及び例月出納検査結果報告、当選議員の議席の指定が行われました。

次に、企業長より企業団運営方針の説明があり、続いて議長より9件の議案が上程され、事前に通告されていた質疑が行われた後、一括議題とされ、原案可決されました。

続いて、議員提出議案1件が上程され、原案可決し、閉会となりました。

以上、簡単ではございますが報告といたします。

なお、詳細につきましては資料等ございますのでご確認のほうお願いいたします。

以上でございます。

○千福議長 ありがとうございます。

次に、令和6年度実施の定期監査及び行政監査並びに令和6年11月から令和7年1月の一般会計、特別会計の例月出納検査、令和6年4月から令和7年1月までの下水道事業会計の例月出納検査の結果に関する2件の報告を求めます。

井上監査委員。

○井上議員 それでは、報告いたします。

令和6年7月から令和7年1月まで実施しました定期監査及び行政監査について報告いたします。

監査対象は9課で、内容は、定期監査は令和5年度における随意契約の状況及び令和5年度以前に実施した新庁舎建設に係る事業の監査を、行政監査は令和5年度における服務規程に基づく職務の遂行状況、職員研修の実施状況及び公用車の管理状況の監査を実施いたしました。

監査の結果、おおむね適正に執行されているものと認められましたが、一部、検討または改善を要する事項が見受けられました。指摘した事項については必要な措置を講じ、適正な事務の執行に努めること、また検討または改善を要する事項について必要な措置を講じられた場合にはその旨を通知することを申し入れました。

主な指摘事項についてご報告いたします。

ちびっこ老人憩いの広場、第3、第4整備に係る備品購入業務については、複数業者より見積りを徴収し、見積調書を作成しているが内容の訂正が加筆されている、金額に関わる部分であるため訂正印を押すなどの適切な処置を行うこと、契約時に作成した請書について、受注者の名称については住所、名称及び代表者名を記載することとなっているが代表者名が記載されていなかったと指摘しました。また、村道上東阪線陥没部応急復旧工事について、緊急であることを理由に比較見積りを徴さずに緊急工事施工依頼書を作成し、工事の発注を行っている、緊急工事施工依頼書による工事発注の事務手続は大阪府の随意契約ガイドラインを参考にして実施したとのことであるが、村の随意契約のガイドラインにはこの制度、様式はない、今後村がこの制度を採用するのであれば早急に関係する規則、ガイドライン等の見直しを検討されたいと指摘しました。

行政監査では、令和5年度における服務規程に基づく職務の遂行状況について、千早赤阪村職員服務規程において、職員の出張命令簿等は規程に定められた様式にて手続することとなっているが、令和3年度に庶務事務システムを全庁的に導入しており、現在はシステム上において申請することとなっている、現状の手続に合うように規程の改正を検討することを指摘しました。また、令和5年度における公用車の管理状況について、千早赤阪村庁用自動車の管理及び運行に関する規程第5条第4号により、管理責任者は車両管理台帳、様式第1号を整備することとなっている、各課において作成した車両管理台帳を確認すると、責任保険、賠償保険、年間走行距離及び修理記録等の欄が未記入となっている課が複数確認できたと指摘しました。

各指摘事項については、事務局より、各課の改善措置報告を3月14日までに求めているところでございます。改善措置は村ホームページにより公表いたしますので、後日ご確認いただきますようお願いいたします。

次に、令和6年11月から令和7年1月の出納事務に係る例月出納検査について報告いたします。

令和6年11月分については、令和6年12月25日に実施いたしました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認しました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和6年12月分については、令和7年1月27日に実施いたしました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認いたしました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

令和7年1月分については、令和7年2月28日に実施いたしました。検査対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、各基金、歳入歳出外現金です。

検査は、会計管理者から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認いたしました。各会計、各基金及び歳入歳出外現金の現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。

次に、令和6年4月から令和7年1月までの下水道事業会計の検査結果を報告いたします。

令和6年4月から5月分については、令和7年2月7日に実施いたしました。令和6年6月から令和7年1月分については、2月27日に実施いたしました。検査は、担当から提出された会計監査報告書、支出命令票、その他の関係証書、証拠書類等を確認いたしました。現金出納事務は適正に行われたものと認めるものでした。公営企業会計へ移行し、初めての監査対応で報告書の提出が遅れたことに対しては、今後は遅滞なく速やかに提出するよう指導を行いました。

以上、報告といたします。

○千福議長 ありがとうございました。

~~~~~

○千福議長 日程第４、議案第６号教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第６号は、教育委員会教育長の任命についてでございます。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、大門和喜氏の教育長任命につきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

大門氏は、経歴としましては、昭和６２年大阪教育大学を卒業後、大阪府教職員に採用され、千早赤阪村立中学校をはじめ教諭として勤務された後、太子町教育委員会事務局学校指導グループ長、大阪府教育庁教育振興室主査などを経て、平成２９年から大阪府立富田林中学校の初代校長兼富田林高等学校準校長に就任されました。生徒の学力向上はもとより、文部科学省ＣＳマイスターとして地域連携を推進するなど学校運営にご尽力されました。また、ご自身の地元であります河南町中地区の地域活動でも積極的にご活躍されておられます。そして、現在の校長職は令和７年３月に退職予定でございます。

このようなことから、私といたしましては人格高潔で、教育、学術及び文化に関しまして豊富な知見をお持ちの大門和喜氏が教育長として最適任と考え、任命いたしたく、ご同意を賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

なお、ご同意いただいた場合は、任期は前教育長の残任期間となり、令和７年４月１日から令和７年１１月１２日まででございます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第６号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第６号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第６号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

ここで暫時休憩を行います。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど教育長として議会で同意されました大門和喜氏にお越しいただいておりますので、一言ご挨拶をお願いします。

○大門教育長 ただいまご紹介にあずかりました大門和喜でございます。

23年ぶりに千早赤阪村へ帰ってまいりました。ちょうど平成4年から平成14年まで千早赤阪村立中学校のほうでお世話になっておりました。千早赤阪村を出るときは断腸の思いで転勤したということを今でも覚えております。

私の経歴につきましては、先ほど紹介いただいたとおりでございます。私自身、太平記の昔からこの南河内、千早赤阪村中心に培われた魂を胸に、教育行政、それから教育に邁進してまいりました。特に、最近では大阪府立初の中高一貫校のほうで産官学共同による実践、これを推進してきたこと、近年文部科学省からも文部科学大臣表彰をいただき、優秀賞をいただくなど、全国で経営の在り方について注目を浴びているところでございます。こうした経験から、国、それから府、企業、大学等とのつながりを大切に、社会に開かれた教育課程の実践、これに努めてまいりたいというふうに考えております。

千早赤阪という、何とすがすがしい、本当にたくましい響きかなというふうに思っております。大阪唯一の村を菊井村長と力を合わせて教育行政のほうに精いっぱい頑張りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○千福議長 ここで休憩とします。

10時50分から再開しますので、よろしくお願いします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第５、議案第７号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第７号は、千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により条ずれが生じるため、関係条例について所要の改正をするものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第７号は総務民生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第６、議案第８号千早赤阪村職員定数条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第８号は、千早赤阪村職員定数条例の一部改正についてでございます。

本議案は、児童の減少により小学校において教員を確保するため、所要の改正を行うものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第８号は、総務民生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第７、議案第９号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第９号は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等

に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、育児休業、介護休業など、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律に伴い、地方公務員の仕事と生活の両立支援の拡充について必要な整備を行うため、本条例の所要の改正を行うものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第9号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第8、議案第10号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第10号は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の一部改正についてでございます。

本議案は、大阪府の最低賃金が改正されたことや燃料費等の高騰に伴い、鳥獣被害対策実施隊員の経済的負担が増加していることから、鳥獣被害対策実施隊員の日額報酬を改正するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第10号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第9、議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 第11号議案は、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。本議案は、令和6年人事院勧告に基づき国家公務員の給与法が改正されたことに伴い、一般職の職員の給料表や諸手当の支給について改正するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明とさせていただきます。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第11号は総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第１０、議案第１２号職員の旅費に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第１２号は、職員の旅費に関する条例の全部改正についてでございます。

本議案は、国家公務員の旅費の支給に関する法律が改正され、令和７年４月１日から施行されることから、職員の旅費に関わる規定の見直しのため、本条例の所要の改正を行うものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びにご説明とさせていただきます。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第１２号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第１１、議案第１３号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第１３号は、千早赤阪村国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

本議案は、厚生労働省から国民健康保険料の徴収猶予の取扱いについて通知が示されたため、国民健康保険料の徴収猶予期間について改正を行うものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第１３号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第１２、議案第１４号千早赤阪村下水道条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第１４号は、千早赤阪村下水道条例の一部改正についてでございます。

本議案は、下水道法施行令の改正により、令和７年４月１日から公共下水道等からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準の見直しに伴い、所要の改正を行うものでござい

す。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第14号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第13、議案第15号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第15号は、千早赤阪村消防団等公務災害補償条例の一部改正についてでございます。

本議案は、一般職員の給与に関する法律の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額が改正されたことから、本条例の所要の改正を行うものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明とさせていただきます。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第15号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第14、議案第16号千早赤阪村非常勤消防団に係る退職報償金の支給に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第16号は、千早赤阪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてでございます。

本議案は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正に伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金または指定法人が市町村に支払う消防団員退職報償金の勤務年数区分に新たに35年以上区分を追加されたことから、所要の改正を行うものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第16号は、総務民生常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第15、議案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第17号は、令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）についてでございます。本議案は、歳入歳出それぞれ2億1,160万6,000円を減額いたしまして、予算総額38億7,248万4,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、まず歳入におきましては、村税、地方交付税等の一般財源及び国庫支出金及び府支出金、繰入金、村債、その他特定財源の決算見込みに伴います増減などの補正でございます。

一方、歳出につきましては、退職に伴う職員の人件費の増額や決算見込みに伴う不用等の減額などでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明いたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第17号は、総務民生常任委員会及び文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第16、議案第18号令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第18号は、令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。事業勘定につきましては、歳入歳出それぞれ292万4,000円を減額いたしまして、予算総額を8億1,761万1,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入は国民健康保険料や繰入金の減額、歳出は実績見込みに伴う総務費、保健事業費などの不用額の減額及び過年度分の補助金に係る返還金などの増加でございます。

診療施設勘定につきましては、歳入歳出それぞれ15万円を減額いたしまして、予算総額を3,735万円とするものでございます。

主な内容でございますが、歳入は実績見込みに伴う事業勘定繰入金の増額及び諸収入の減額、歳出は実績見込みに伴う減額でございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明いたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第18号は、総務民生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１７、議案第１９号令和６年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第６号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第１９号は、令和６年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第６号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ２，０２０万３，０００円を減額いたしまして、予算総額７億４８６万７，０００円とするものでございます。

主な内容でございますが、保険給付費や地域支援事業費などの決算見込みに基づく増減及びそれに伴う国庫支出金などの特定財源を補正するものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びにご説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第１９号は、総務民生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１８、議案第２０号令和６年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第２０号は、令和６年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてでございます。

歳入歳出それぞれ２３６万９，０００円を減額いたしまして、予算総額を１億６，８２６万３，０００円とするものでございます。

内容でございますが、歳入は保険基盤安定負担金の確定による減額でございます。歳出は、広域連合納付の確定による減額でございます。ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明とさせていただきます。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第２０号は、総務民生常任委員会に付託します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１９、議案第２１号令和６年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 議案第21号は、令和6年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、企業債の限度額の財源更正を行うもので、企業債総額には変更はございません。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 ただいま議題となっています議案第21号は、文教建設常任委員会に付託します。

~~~~~

○千福議長 日程第20、議案第22号令和7年度千早赤阪村一般会計予算から日程第24、議案第26号令和7年度千早赤阪村下水道事業会計予算を一括議題とします。

提案者の説明並びに村政運営方針を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 ただいま一括上程されました議案第22号から議案第26号までは、令和7年度の一般会計及び各特別会計予算並びに下水道事業会計予算でございます。一般会計予算総額は45億8,774万6,000円、国民健康保険特別会計予算総額は8億788万円、介護保険特別会計予算総額は7億898万8,000円、後期高齢者医療特別会計予算総額は1億6,275万4,000円、下水道事業会計予算総額は4億1,516万7,000円、一般会計及び各特別会計並びに下水道事業会計の予算総額は66億8,253万5,000円でございます。

それでは、令和7年度における村政運営方針につきまして、私の所信の一端を申し上げ、村民の皆様並びに議員のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

昨年7月16日に村長に就任させていただき、令和6年第3回議会定例会の所信表明において、村民とともにつくる安心して暮らせる村づくりを念頭に5つのむらづくりの基本的な考え方を述べさせていただき、はや8か月を迎えようとしております。私にとりまして、村長就任後初めての予算編成となります。これまでの施策を継承することを基本に、私のマニフェストの実現や山積している課題、行政課題の解決に向け、取り組んでまいります。

なお、事業の実施に向けましては、優先順位を制定し、財政状況に応じて事業に着手するなど、選択と集中による施策を展開しております。

そして、いよいよ今年度は4月13日から大阪万博が開催されます。世界から2,820万人の来場者が見込まれており、これを契機に本村のよさを全面的にアピールし、大阪府唯一の村としての存在感をさらに高めてまいります。

また、万博閉幕後には、大阪府や大阪市高速電気軌道株式会社、O s a k a M e t r o さんによる多大なご尽力によりまして、万博のレガシーである自動運転バスの実証実験運行が富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村の4市町村域で行われます。自動運転バスの運行は一昨年の金剛バスの事業廃止後の地域活性化の大きな起爆剤であり、持続可能な地域公共交通の確保につながるものと確信しております。今後も引き続き大阪府と連携し、村としても積極的に機運醸成等に取り組んでまいります。

さて、組織につきましては、令和7年4月から4部制を3部制にスリム化し、機能的な組織体制で住民ニーズに的確に対応するとともに、子育て支援の強化と窓口の一元化を図るため、こども課を新設します。そして、老朽化の著しいいきいきサロンやまゆりの建て替えにつきましては、利用者との座談会を開催し、様々なご意見をお聞きしましたところでございます。村の財政状況や他の公共施設なども含め、それぞれの施設の役割や最適な配置など、しっかりと検討して取り組んでまいります。

また、急激な人口変動の中、厳しい財政状況を踏まえ、さらに行財政改革を推し進めるとともに、将来にわたって持続的かつ安定的な住民サービスを提供できるよう、課題分析や対応方策を検討する南河内2町1村未来協議会において、事務の共通化、共同化など、さらなる広域連携を推進してまいります。

村の場合、やはり人口減少や高齢化、そして財政状況、人員体制から考えましても、府内でも最も厳しい状況にあり、将来の在り方の具体的な検討や議論を本当に進めていかなければならないと考えております。特に、選択肢の一つとしては合併についても十分に検討を深め、2町1村、この地域の発展、成長を目指した将来の在り方について積極的に議論するとともに、住民の皆様の理解促進に向けた情報発信に取り組んでまいります。

財政状況につきましては、最近の令和5年度決算で、自主財源の要であります村税は全体の僅か11.5%と依然として低い状況が続いています。財源は、地方交付税や地方債などに依存し、自立的な行財政運営を持続することがますます厳しい状況になっています。

令和7年度の予算編成は、このような状況を踏まえ、社会の情勢の変化に的確に対応しながら、特に必要と認められる事業に重点配分するなど、限られた財源を効率的かつ効果的に配分した予算編成となりました。

それでは、令和7年度に取り組む主要な施策につきまして、第5次千早赤阪村総合計画におけるむらづくりの基本目標の5つの基本柱に沿ってご説明させていただきます。

まず、基本柱1、「子育て・健康・医療・福祉～子どもから大人まで支えあい健やかに過ごせるむら～」についてでございます。

子育て支援の推進につきましては、新たにこども課を新設し、子どもに優しく温かいむらづくりを推進します。令和6年度に設置しましたこども家庭センターでは、母子保健と児童福祉の両機能の連携と協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで切れ目のない一体的な相談体制により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの様々なニーズに対応してまいります。

子育て支援拠点ひまわりでは、子育て世帯の親子が気軽に立ち寄り、子育てのための情報交換や相談ができる場所として、子育て世帯に寄り添い、子育てに関する相談、援助や情報提供、講習会などを行います。さらに、保護者の皆様からの要望を基に、試験的に月1回、土曜日の開所を行い、利便性の向上に努めます。また、安心して子どもを産み育てることのできる環境の充実のために、紙おむつやミルク代などを助成するすくすく子育て応援事業により経済的な負担の軽減を図ります。

妊婦健康診査助成では、公費負担の上限額を13万5,000円に拡充し、府内トップクラスの助成を行い、妊婦のための支援給付事業とともに、妊婦が安心して出産できるための経済的支援を行います。また、妊娠時から妊産婦や子育て世帯に寄り添い、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を推進し、出産、育児に係る切れ目のない支援体制を図ります。

幼児教育では、今後も保護者のニーズを把握しつつ、国基準に村独自の上乘せをした幼児教育・保育の無償化、副食費の補助を継続し、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

放課後児童健全育成事業では、運営団体への補助金を拡充するなど、働く保護者の仕事と子育ての両立をより一層支援してまいります。

これらの施策を推進し、「安心して妊娠・出産・子育てができ、笑顔で暮らせるむら」を目指します。

健康増進・疾病予防の推進については、健康増進事業では、村が実施している全てのがん検診を無償化し、受診しやすい環境を整え、がんの早期発見、早期治療を図ってまいります。

また、予防接種事業では、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種費用の一部助成を継続し、新たに高齢者の帯状疱疹ワクチン接種費用の一部助成を実施することで、感染症及び重症化予防に努めます。

さらに、高齢者の健康の保持増進のため、引き続きポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを実施し、高齢者が地域で健康的な生活を送れるよう取り組むなど、住民課、福祉課、健康課の3課が連携し、保健事業と介護予防事業などを一体的に実施する

ことで切れ目のない支援に努めてまいります。

国民健康保険では、大阪府と市町村がそれぞれ役割を担いながら保険事業の安定運営に努めてまいります。

国民健康保険診療所では、令和7年度から医療法人正清会が指定管理者として診療所、千早診療所の管理運営を行います。母体病院の金剛病院と連携し、在宅療養や認知症対応など、地域医療の推進を図るとともに、住民が安心して医療を受けることができる地域に根差した医療体制づくりに努めます。

これらの施策を推進し、「心も身体も健康でいきいきと暮らせるむら」を目指してまいります。

福祉の充実については、令和7年度から重層的支援体制整備事業を本格実施し、複合、複雑化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を進めてまいります。また、村社会福祉協議会、民生委員児童委員、地区福祉委員会と連携し、地域ぐるみで支え合い、互いに協力、連携する意識を高め、地域で助け合える体制を構築し、さらなる地域福祉活動の活性化に取り組みます。

高齢者福祉では、超高齢社会に対応するため、福祉サービスや生活支援を行います。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度の確実な運営と地域包括支援センターを中心とした介護予防事業を積極的に実施し、地域包括ケア体制を強化します。

次に、子ども医療費助成制度では、対象を高校3年生相当年齢までを継続し、子どもの健全な育成と子育て世帯の負担軽減を図ります。

これらの施策を推進し、「生きがいを持ち、地域の中で安心して暮らせるむら」を目指します。

次に、基本柱2、「産業・地域振興・観光～地域の恵みを生かした人がつながるむら～」についてです。

地域産業の振興については、農業の振興では、地域計画を基に各地区で出た課題の解決や将来像の実現に向けて関係者と協議を重ね、一步ずつできる取組を検討してまいります。

農業施設整備事業では、これまでの原材料支給に加え、さらに労務費の一部を新たに補助することで継続的な農業経営が行えるよう支援してまいります。認定農業者を支援するためには、大阪版認定農業者支援事業に加え、村独自の上乗せ補助を行います。

そして、令和6年12月には農業委員会から意見書の提出がありました。今後、意見交換会などを開催し、本村の農業課題の解決に向け、共に議論してまいります。

有害鳥獣による農作物への被害を防止するため農家が自ら行う被害防止柵の購入費用について、資材費等が高騰している現状を踏まえ、補助金の上限額を5万円から8万円に引き上げます。

林業の振興では、森林環境譲与税を活用し、山林境界の確認業務などを進めるとともに、引き続き森林経営管理制度に取り組みます。また、条件不利地域での切捨て間伐補助金の1ヘクタール当たりの単価を上げ、森林整備がより一層進むよう事業を実施してまいります。また、村内の小学校5年生を対象にしました森林環境教育を引き続き実施してまいります。また、森林事業連携協定を締結しております河内長野市、河南町とおおさか河内材の展示や魅力を大阪府内外に発信します。

商工業の振興では、準備を進めております応援商品券事業を推進し、村民の生活支援、そして村内経済の活性化を図ります。富田林商工会や大阪府、南河内地域の市町などと連携を図り、創業、起業を目指す方を対象としたセミナーの実施や、村内で創業、起業をする方に対する補助制度を検討するなど、起業支援を推進します。そして、企業誘致を推進するために、大森まちづくり協議会とともに森屋北部地域内での地籍調査を実施してまいります。

これらの施策を推進し、「地域の恵みが活きる元気なむら」を目指します。

観光・交流の促進については、大阪・関西万博における大阪ウィーク夏の陣、秋の陣では、観光協会に出展していただき、多くの方に村を知ってもらうきっかけづくりや村の魅力発信を行います。村の観光資源に興味を持ち、継続して村を訪れるよう、引き続き観光協会をはじめ、近隣市、町と連携し、にぎわいづくりと魅力向上に取り組んでまいります。

金剛山ロープウェイ施設の撤去後のにぎわいづくりについては、金剛山や周辺地域の魅力発信や集客に向けて、大阪府の協力や支援が不可欠であります。大阪府と連携し、村の役割をしっかりと果たしてまいります。また、村民の方をはじめ村内事業者や関係者とともに、道の駅ちはやあかさかの充実に向け取り組んでまいります。

これらの施策を推進し、「何度も来たいと思う、人がつながるむら」を目指します。

移住・定住の促進については、村民の皆様が安全に村に住み続けられるよう、新築マイホームの取得に係る補助金の拡充を行うことにより、「住みたい・住み続けたいむら」を目指します。

次に、基本柱3、「教育・文化・生涯学習・人権～心の豊かさをはぐくむむら～」についてでございます。

学校教育の推進については、子ども一人一人の生きる力の基礎を養うため、小規模校の

特色を生かし、学力の向上と教育力を充実させ、確かな学力とともに、豊かでたくましい人間性や健やかな体を育む教育に取り組みます。

教育委員会では、子どもたちの基礎学力向上のため独自のテストや学習支援教室、イングリッシュセミナーを実施し、また村の歴史文化を学習する郷土学習プログラムに基づき、子どもたちが郷土を知り、愛し、誇りを語れるよう育成に努めています。

外国語教育では、引き続き小学校から中学校までつながる英語教育を推進するため、A L T の配置を継続するとともに、体験型英語教育事業の充実を図ります。また、小学校から積み重ねた英語力の客観的な成果を見とり、今後の改善に生かすため、中学生の英語検定を実施し、検定料の助成を継続してまいります。

小・中学校において、令和2年度から導入しておりますG I G Aスクール構想による1人1台のタブレット端末の更新を行い、個別最適な学びと協働的な学びの充実をさらに図ってまいります。

学校施設では、かねてから中学校トイレの改修について多くの生徒などからの要望もありました。1階トイレ等の全面改修に向けて設計に着手し、教育環境の整備を進めます。

学校給食では、給食を通じた食に関する指導を実施しつつ、地元農家と連携を図り、地場産物の活用も高めながら、安全・安心でおいしい給食の提供に努めるとともに、学校給食費の無償化を継続し、子育て世帯を応援する施策を推進してまいります。

これらの施策を推進し、「未来を切り拓く、心豊かでたくましい子どもをはぐくむむら」を目指します。

社会教育の充実については、施設の安全管理対策など適切な維持管理に努め、関係団体への活動補助の充実と併せて連携による生涯学習講座や文化・スポーツ事業の施策を推進し、「生涯学び、楽しむことができるむら」を目指してまいります。

歴史文化の保存、活用については、新たな村指定文化財を指定することで村の歴史的価値のある重要な資料の保護に努めてまいります。郷土資料館では、入館者増加を目指し、収蔵資料の保存体制を整えながら継続した企画展の実施をはじめ、楠木正成公や村の文化財の情報発信、歴史講座の充実に努めることで、「歴史や文化に親しみ、次世代に守り継がれるむら」を目指してまいります。

人権の尊重については、村民一人一人が人権を尊重することを正しく認識し、行動できるよう従前から人権教育、人権啓発を推進します。インターネット上における他人の権利を侵害する情報の流出が増加する中、太子町、河南町との広域連携によりモニタリング事業を実施し、差別書き込みの早期発見と拡散抑止を進めてまいります。

今後も日々多様化、複雑化する人権課題に対応するため、常に新しく、正しい人権情報

を収集し、広く村民に提供していくため、LINEでの情報発信や人権啓発パンフレットを作成するなど、機能の充実に取り組みます。また、男女共同参画推進を図るため、平成27年度に作成しました第2期千早赤阪村男女共同参画推進計画の見直しを行い、村民、事業者、教育関係者との協働によりまして、あらゆる分野で差別に関わりなく、一人一人の個性と、そして能力が発揮できる村づくりに取り組んでまいります。

これらの施策を推進し、「お互いに尊重し合えるむら」を目指します。

次に、基本柱4、「安全・安心・生活基盤・環境～自然と共生する住みよいむら～」についてでございます。

安全・安心の推進については、災害対策では現在の防災備蓄倉庫を活用し、自然災害や南海トラフ地震など発災に対応した資機材、備蓄品を備えてまいります。防災活動の総合的かつ計画的な推進を図るため、千早赤阪村地域防災計画の見直しを行います。引き続き、総合防災訓練を実施し、各種関係機関と連携した救護活動の訓練を実施するとともに、自主防災組織の活動の活性化を図るなど、村及び各地域の防災力の向上に取り組んでまいります。村民の皆様の人的、経済的な被害軽減を目的に、住宅の耐震診断、設計、改修費用、耐震性の低い住宅の撤去費用の一部補助を継続してまいります。

消防対策では、千早赤阪村消防団の活動について、総合防災訓練や、そして令和7年9月に実施されます大阪府消防操法訓練大会の参加に対し、積極的に支援してまいります。

防犯対策では、犯罪の未然防止に有効な村内13か所に設置した防犯カメラの適切な維持管理に努めてまいります。また、現在も被害が増加している特殊詐欺の抑止力として、特殊詐欺対策電話等を購入する費用の一部補助を継続し、住民の体感治安及び地域の防犯力向上のため、住宅の防犯対策に係る費用の一部補助を実施します。

これらの施策を推進し、「安全・安心に暮らせるむら」を目指してまいります。

生活基盤の維持と充実については、まず水道事業では、将来にわたり安全で良質な水を安定的に供給できるよう、大阪広域水道企業団と連携を図ります。

公共下水道事業では、公営企業会計制度の導入により経営状況を的確に把握することで健全な経営に努めるとともに、既存施設の計画的かつ効率的な維持管理を行います。また、下水道処理区域外については、合併処理浄化槽の設置補助による水洗化を積極的に推進し、公共用水域の水質汚濁防止、生活環境の向上に努めます。

村道整備では、舗装など適切な維持管理に努めるとともに、日常生活の利便性を向上し、生活環境の改善に努めてまいります。

交通安全対策では、老朽化している交通安全施設の修繕を計画的に進め、環境の整備に取り組んでまいります。

広域道路網整備では、その効果が最大限に発現し、地域の活性化につながる道路整備に向け、大阪府との協議、調整を進めてまいります。

地域公共交通では、コミュニティバスを運行することで村民の通勤、通学など日常生活に欠かせない移動手段を確保するよう努めてまいります。また、誰もが利用しやすい公共交通体系の構築に向け、地域公共交通利用料助成事業の利用事業者の拡大や通学における定期券補助など、新たな補助制度の検討を進めてまいります。

これらの施策を推進し、「便利で安全な生活基盤のあるむら」を目指してまいります。

自然、環境との共生については、環境負荷の少ない地域づくりを推進するため、引き続き、有価物の集団回収奨励金の交付やプラスチックの資源ごみ分別を進めてまいります。また、公用車に電気自動車を導入するとともに、役場に家庭用廃食油回収スポットの設置を行い、さらなる温室効果ガスの削減に取り組みます。

自宅からごみ集積場所までごみを出すことが困難な世帯に対し、個別にごみ収集を行うふれあい収集にも取り組みます。自然環境保全に対する意識を醸成し、豊かな自然環境を継承するため、公害規制関係法に基づく立入検査や必要な措置を関係機関と連携を図りながら「快適な生活空間を形成し、美しい自然環境と共生するむら」を目指します。

次に、基本柱5、「協働・行政経営～協働と参画による自立したむら～」についてでございます。

協働と参画の村づくりについては、地域が抱える課題を地域自ら解決する際の支援策として、引き続き地域活動応援補助事業を実施します。さらに、村を次世代につなぐため今後の千早赤阪村を支えていく若い世代の方々が行政に参画できる機会をつくり、「みんなでできることを考えるむら」を目指します。

持続可能な自立した村づくりについては、国の地域活性化起業人制度を活用した外部人材の登用を行い、社会福祉協議会を中心としたボランティア団体とともに自治体DXを進めます。役場内簡易郵便局の運営や村税、国民健康保険料等のコンビニ収納やスマートフォン決済を引き続き実施します。また、マイナンバーカードを活用した住民票等のオンラインの申請及び自治体専用オンライン申請システムのさらなる活用を推進し、住民サービスの向上、行政運営の簡素化、効率化を図ります。

これらの施策を推進し、「持続可能な自立したむら」を目指します。

シティープロモーションの充実については、ふるさと納税増収のため地場産品の返礼品を増やすだけでなく、村内外の方が村により一層興味を持っていただけるよう、村広報紙、ホームページやLINEなど、情報発信力をさらに向上、充実させることで、「みんなが知りたい、みんなが知っているむら」を目指します。

以上が今議会に提案しております令和7年度予算と施策の概要でございます。

この村で育ち、この村で老いて、誰もが安心して住み続けられる千早赤阪村の実現に向けては、まだまだ遠く厳しい道のりであると認識しております。所信表明において今すべきことに全力で取り組むこととお約束しました。

令和7年度においても揺らぐことなく、村民が住んでよかったと思う村づくり、村民主体の村政の実現に向け、これまで以上に職員との対話を重視し、課題解決に向け、全職員一人一人が千早赤阪村役場の一員として、誇りとやりがいを持って職務に精励することができるよう、私自身、村長として粉骨砕身の決意で取り組んでまいります。

村民の皆様、そして村議会議員の皆様のなご一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。ご議決賜りますようお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。ありがとうございます。

○千福議長 詳細説明を日谷総務部長。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 それでは、議案第22号令和7年度千早赤阪村一般会計予算から議案第26号令和7年度千早赤阪村下水道事業会計予算の概略説明を申し上げます。

予算書をご覧いただきたいと思います。

まず最初に、議案第22号令和7年度千早赤阪村一般会計予算でございます。

1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億8,774万6,000円と定めるものでございます。同条第2項の第1表歳入歳出予算につきまして、当初予算特別委員会において予算付属説明資料によりご説明を申し上げます。

第2条は債務負担行為をすることができる事項について、第3条は地方債の目的や限度額などについて定めるものでございます。

第4条は、一時借入金の最高額を5億円と定めるものでございます。

第5条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

6ページをご覧ください。

第2表の債務負担行為は、事項、期間、限度額について定めており、記載のとおりでございます。

続きまして、第3表の地方債は、起債の目的、限度額、償還期限などについて定めており、記載のとおりでございます。

また、予算書の説明資料といたしまして、109ページから119ページに給与費明細

書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付いたしております。後ほどご覧いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 23 号令和 7 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算でございます。

121 ページをご覧ください。

第 1 条は、事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 7,566 万 3,000 円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,221 万 7,000 円と定めるものでございます。

第 2 条は、一時借入金の最高額を事業勘定は 3,000 万円、診療施設勘定は 500 万円と定めるものでございます。

第 3 条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

また、予算の説明資料といたしまして 152 ページと 153 ページに債務負担に関する調書及び地方債に関する調書を添付いたしております。

続きまして、議案第 24 号令和 7 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算でございます。

155 ページをご覧ください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 898 万 8,000 円と定めるものでございます。

第 2 条は、債務負担行為をすることができる事項について定めるものでございます。

第 3 条は、一時借入金の最高額を 5,000 万円と定めるものでございます。

第 4 条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

また、予算書の説明資料といたしまして、183 ページから 191 ページに給与費明細書、債務負担行為に関する調書を添付いたしております。後ほどご覧いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第 25 号令和 7 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算でございます。

193 ページをご覧ください。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 6,275 万 4,000 円と定めるものでございます。

続きまして、議案第 26 号令和 7 年度千早赤阪村下水道事業会計予算でございます。

別冊の令和 7 年度千早赤阪村下水道事業会計予算書 1 ページをご覧ください。

第 1 条は、総則を定めるものでございます。

第 2 条は、業務の予定量について定めるものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を定めるものでございます。

次に、3ページをご覧ください。

第5条は、企業債の起債の目的、限度額、償還期限などについて定めており、記載のとおりでございます。

第6条は、一時借入金の最高額を3,000万円と定めるものでございます。

第7条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

次に、4ページをご覧ください。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について定めるものでございます。

第9条は、一般会計からの補助金額を定めるものでございます。また、予算書の説明資料といたしまして、10ページから33ページにキャッシュフロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、損益計算書、貸借対照表、注記表及び予算参考資料を添付いたしております。

以上、概略説明とさせていただきます。

○千福議長 お諮りします。

議案第22号から議案第26号までの5議案については、7人の委員で構成する当初予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第26号までの5議案については7人の委員で構成する当初予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決しました。

続いて、お諮りします。

ただいま設置しました当初予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、千福議員、井上議員、服部議員、徳丸議員、吉田議員、田村議員、藤浦議員の以上の7名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。

ただいま指名したとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩とし、当初予算特別委員会の開催を願い、正副委員長の互選をお願いし

ます。応接室で開催をいたします。

再開は１３時からといたしますので、よろしくお願いいたします。

午前１１時５１分 休憩

午後 １時００分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き再開します。

当初予算特別委員会の正副委員長の互選の結果を事務局長より報告します。

柏原局長。

○柏原議会事務局長 当初予算特別委員会の委員長には田村議員、副委員長には千福議員を選出いたしました。よろしくお願いいたします。

○千福議長 以上のとおり互選されました。

当初予算特別委員会は３月１０日の午前１０時から開会しますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~

○千福議長 日程第２５、代表質問を行います。

それでは、順番に各会派の代表者の発言を許可します。

第１番目の質問者、服部議員、質問を許可します。

○服部議員 議席番号３番、議長通告に基づき、服部会服部幸令、代表質問をさせていただきます。

まず、質問事項として、村の将来像についてお伺いします。

先ほど菊井村長にとって初めての予算編成ということで、その運営方針を聞かせていただきましたが、主要な施策の説明部分は単に第５次総合計画に記載されている内容を読んでいるだけのように聞こえました。その前段で、事業実施に向けては優先順位を設定し、財政状況に応じて着手するなど選択と集中による施策を展開と述べられましたが、先ほど申し上げたとおり、第５次総計の説明をしているだけで、それらの施策についてどんな優先順位をつけたのか、またどのような施策に財源を選択、集中したかという点についての言及は一切なかったように感じました。

さらに言えば、総計に記載している耳障りのよい抽象的な言葉を羅列しているだけで、就任当初と、もっと言えば選挙運動のときから何も変わっていないかのように思えます。これは、菊井村長が村の将来像を明確に示されていないことが大きな原因ではないでしょうか。

令和６年９月定例会の代表質問の答弁でも、目先の一步の積み重ねが２０、３０年後につながっていくと言われていましたが、それは村長自身が具体的な村の将来像をイメージ

してないというふうにも聞こえます。

そこで菊井村長は村の将来像の具体的なイメージを持っているのか持っていないかについて、端的にお答えいただきたいと思います。ご答弁よろしくお願いします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 服部会からの代表質問の通告書では、持っているのか持っていないかについて端的にお答えいただきたいとの通告がありましたので、端的にご答弁申し上げさせていただきます。

村の将来像につきましては、第5次総合計画を基本に、私のマニフェストに上げた35項目の村づくりを実行し、村民とともにつくる安心して暮らせる村づくり目標に、住んでよかったと思っていただけるような村づくりに、今後も邁進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 第2番目の質問者、吉田議員、質問を許可します。

○吉田議員 議席番号5番、議長通告により、自民党無所属の会を代表して質問させていただきます。

菊井村長におかれましては初めての予算編成をされましたが、今議会に前年比より22.5%増の予算が上程されました。自身のマニフェストの実現や行政においての様々な問題の解決に向けて全力で取り組まれていることを期待いたします。

そのような中、村長が5つの村づくりの基本的な考えを述べられたことより、3つほど質問させていただきたいと思います。

まず、村社会福祉協議会、民生児童委員、地区福祉委員会と連携し、地域ぐるみで支える体制を構築し、さらなる地域福祉活動の活性化に取り組むとは具体的にはどのようなことかをお伺いします。また、現在中学校のトイレは1階にしかなく、臭いのほうもきついと生徒や保護者の方から聞いています。村政運営方針でトイレの全面改修をしますが、各階にトイレを設置するかをお伺いします。

また、子ども医療費助成の継続は子育て世代に当たってとてもありがたいことです。また、習い事などの費用、送迎等も負担になっているのが現状であります。習い事助成制度の増設を要望をするが、村長のお考えをお伺いしたいと思います。

答弁のほうをよろしくお願いいたします。

最後に、村長の所信表明において、村民とともにつくる安心して暮らせるむらづくりと述べられたように、今後とも初心を忘れることなく、村民の皆様が安心して暮らせるむらづくりを行っていただきたく思い、よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、自民党無所属の会の代表質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、福祉の充実については、本村の地域福祉計画では、地域のつながりづくり、安全・安心の環境づくり、福祉を支える力の推進の3つの基本目標を掲げ、住民、地域、事業者、社会福祉協議会、そして行政がそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むこととしております。

地域福祉に関わる者同士が連携を強め、ネットワークを充実し、情報交換することにより、問題の早期発見、早期解決を図ることができるよう取り組んでまいります。

次に、教育環境の整備については、中学校のトイレの改善につきましては、私も各階へのトイレ設置も検討しましたが、一定の工事費用がかさむことから、財政状況を勘案しまして、現状の1階トイレの全面改修として令和7年度に設計に着手する予定でございます。

次に、本村の子育て施策について、議員ご承知のとおり、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化や、令和2年6月からの学校給食費の無償化にいち早く取り組んでおります。また、私の公約では昨年10月から実施のほうをやっております、すくすく子育て応援事業や子ども医療費完全無償化に向けて現在準備を進めており、子育て世帯の経済的な負担軽減を一層進めているところでございます。

このような中、ご質問の習い事制度につきましては、他の自治体で制度化されていることは承知しておりますが、本村では検討に至っておらないような状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 第3番目の質問者、徳丸議員、質問を許可します。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美です。

議長通告に基づき、菊井村長が考える村づくりについて、令和7年度の事業を基に代表質問をします。

村政運営方針では、事業実施に向けては優先順位を設定し、財政状況に応じて事業着手するなどの選択と集中による施策を展開しますと書かれています。菊井村長が村民の声、議会の質問を参考に掲げた公約を4年間で実現するために優先順位を設定するものだと思います。

今回の補正予算で減額される桐山地区の整備問題は、前村長が本来ならば村長選挙を控えた年の当初予算は人件費などの最小限度の経費を計上する骨格予算を議会に上程することが基本であります、当初予算で計上された事業です。日本共産党としても、地元の説明もし、農業振興につながるものと説明があり、当初予算に計上することについては認め

たという経過はあります。

ところが、この桐山地区整備計画が菊井村長の優先順位の考えから保留になり、桐山地区の関係者の方々から不安の声が上がっています。昨年度末に、説明会も開かれました。私のほうにも直接どうなるのかという声が届いています。村長が変わったからといって、地元の関係者がすぐに納得できるものではありません。

一方で、物価高騰が続き、給料も年金も上がらず、社会保障費がどんどん削減されている中で、村民の暮らしは本当に大変です。日本共産党が考える優先順位は、今困っている村民の声を聞き、暮らしを応援すること、住民福祉の向上を進めることが村政に求められていることだと思っています。

山積する課題の中で、菊井村長は農道整備事業を保留にされたのだと思いますが、改めて保留とした経緯を伺います。

次に、子育て支援の推進は千早赤阪村にとって本当に大切なことだと思います。村政運営方針では、子育て支援拠点ひまわりで試験的に月1回土曜日の開所を考えておられますが、子どもを預けて保護者が自由に時間を使える一時預かりも今後考えていく必要があると思います。祖父母との同居でなく子育てされている方は、美容室に行くことすらままならないという声も聞いています。

私は常々ほかの市、町の後追いではなく、ほかに先駆けてやることで千早赤阪村のイメージアップになり、小さな村でもそんなことができるのかと強いインパクトを与え、それがほかの市、町に波及し、住みやすい市や町が増えていくと考えています。

子育て支援策では、日本共産党は前村長時代に廃止した紙おむつ助成の復活を求めて、一般質問でも取り上げてきました。菊井村長は、就任早々に紙おむつ、ミルク助成を実施されました。子育て中の保護者からは喜びの声が届けられています。

ただ、申請手続が複雑なため、保護者の方からは利用したいが面倒という声も届いています。せっかくの制度も利用していただいて、より効果があるものだと思います。利用しやすい方法に検討していただけないでしょうか。村長の考えを伺います。

また、日本共産党は子ども医療費無償化を求めてきました。菊井村長も公約に掲げておられますが、子どもの医療費助成を継続するにとどまっているのはなぜでしょうか。小さい村だからこそ今すぐにでも実現可能だと考えます。

財政状況に応じて着手するとありますが、そんなに財政を圧迫するものなのでしょうか。私は、村長の言われる子どもに優しく、温かいむらづくりのためにも18歳までの医療費無償化の実現を早期に求めます。

医療費無償化を実施するに当たり、今後の試算額や実施時期についての考えを伺いま

す。

次に、国民健康保険料はこれまで府内一安く抑えられてきましたが、府内が統一されたことで一気に高くなってしまいました。また、後期高齢者医療保険では、所得に応じて医療費の負担割合が決定しますが、所得制限が変更されたことにより1割負担から2割負担になった方がおられます。住民からは、これでは病院にかかる回数を減らさなければならないなどの声が上がっています。

その上、令和6年度からは介護保険料も引き上げられました。各種保険料に対し、村民から怒りの声が起こっています。介護保険料は、村で決定しています。基金を使って下げを検討していただきたいと思います。また、国民健康保険や後期高齢者医療保険は、国や府に対して引き下げるための補助を求めることはできないのでしょうか。村長の考えを伺います。

次に、村づくりについて村長は第5次千早赤阪村総合計画を基に令和7年度予算や村の将来を述べておられます。そのことと南河内2町1村未来協議会で選択肢の一つとして合併について十分に検討を深めと書かれていることとの整合性はあるのでしょうか。住民の理解促進に向け情報発信に取り組むとのことですが、目指す方向はどのような方向なのでしょうか。村長は、合併しないと思わせるための理解を村民に求めようとしているのでしょうか。

過去に2回、合併が破綻しています。千早赤阪村の住民は村に対する意識が高く、多くの方は合併を望んでおられません。大阪府で唯一の村として千早赤阪村そのものがブランドになっているのではないのでしょうか。この村のよさは、合併では生かされないと思います。

これまで千早赤阪村村民は2度の合併をはねのけ、村を守ることを選んできました。千早赤阪村を守りたい、これが住民の願いではないのでしょうか。日本共産党は村の将来は住民が決めることだと考えており、住民の声を聞かない合併には強く反対します。

菊井村長は、この村で育ち、この村で年齢を重ねても、誰もが安心して住み続けられる、今すべきことを全力で取り組むと約束されています。菊井村長の合併についてのお考えを伺います。

以上4点、答弁をお願いします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、日本共産党の代表質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、農道整備事業につきましては、現在村では高齢者施策や子育て施策、老朽化した公共施設などの再整備など、山積している課題があります。

そのような中、当該農道整備事業については当初の計画よりも事業費が膨れ上がり、財政状況を鑑みながら優先順位をつけた結果、保留とさせていただきました。

次に、子育て支援の推進につきましては、おむつ等の購入費用を助成する、すくすく子育て応援事業については、保護者の負担を軽減するため、半年に1回の申請としているところでございます。

また、18歳までの医療費完全無償化については、システム改修や関係団体との調整を進めてるところでございますが、システム業者と協議を進める中、令和7年度に予定されております自治体システムの標準化の業務が逼迫しておりまして、令和7年度中にはほかのシステム改修を行うことは困難である旨の回答を得ておりますので、令和8年度以降の実施を予定しております。

なお、費用につきましては、現時点での試算では医療費助成の増加分は約200万円と見込んでおります。

次に、保険料の引下げにつきましては、国民健康保険料や後期高齢者医療保険は、現在大阪府や大阪府後期高齢者医療広域連合において、府内全体の給付費を基に保険料を定めております。

なお、介護保険料については基金を活用し、保険料の抑制に努めているところでございます。

次に、合併についてはでございますが、村ではこれまでも大阪広域水道企業団への水道事業統合や消防の広域など、近隣市、町との広域連携や大阪府からの連携や協力も得ながら行政サービスを確保してまいりました。村の場合、やはり人口減少や高齢化、財政状況、人員体制から見ても、やはり大阪府内でも最も厳しい状況にあると認識のほうはしております。

今後も行財政基盤を維持し、将来にわたって持続的かつ安定的に住民サービスを提供しながら、村民の暮らしを守り、発展させていくのが村長としての責務であり、目指すべきものと考えております。その上で、村の将来の在り方を考える上では、単独の行財政改革やさらなる広域連携のほか、ありとあらゆる選択肢を検討する必要があります、合併も選択肢の一つとしてしっかりと検討、議論する必要があると考えております。

住民に対しましても、引き続き村の現状や課題、将来予測などについて、広報等で情報発信を行い、しっかりと共有しながら、村の将来の在り方、目指すべき未来について、議会の皆様方と、そして住民と十分な議論を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○千福議長 第4番目の質問者、田村議員、質問を許可します。

○田村議員 議席番号6番、田村陽でございます。平政会を代表して、ご質問させていただきます。

令和7年度村政運営方針及び予算書を拝読させていただきましたが、我々平成会が求めておりました地域子育て支援拠点ひまわりの拡充、紙おむつ、ミルク代等への助成、有害鳥獣対策上限引上げ、地域公共交通利用料助成事業利用事業者の拡大、個別にごみ収集を行うふれあい収集、そしてイベント時の送迎バス運行などの実現へと踏み出していただき大変感謝しておりますと同時に、住民の悩み、苦しみに十分配慮していただいた、まさに住民目線での予算編成をしていただけたと感じておる次第でございます。

その一方で、やはり気になりますのは財政の問題であります。令和7年度千早赤阪村予算書附属説明資料によりますと、前年度と比べまして総務費が約2億4,000万円の増、前年度比31.5%、商工費は4億7,000万円の増、同402.1%となるなど、全体では46億円に近い巨額となっており、前年度と比べますと約8億4,000万円の増、同22.5%の増となっております。

増額の主な要因は、前村長時代に進められたロープウェイ施設撤去工事に係る費用、およそ5億6,700万円や、国主導で全国的に行われておりますシステムの標準化に係る費用、およそ1億7,000万円などで致し方のない支出であると同時に、臨時的な支出であるということは理解しておりますが、それにより基金残高の合計が令和6年度の24億4,000万円から令和7年度には14億6,000万円と、およそ9億8,000万円減少、こちら減少割合は実に40%に上る事態となっております。

先日、奈良県大和高田市が2031年頃に財政再生団体に転落するおそれがあるとの報道がございましたが、本村の現状を見ますと、到底対岸の火事ではありません。昨年12月に公表された試算では、令和7年度におよそ14億7,000万円の財政調整基金残高になるという見込みでございましたが、今回の予算編成ではそれをはるかに下回るおよそ9億3,000万円の見込みとなっており、本村の財政状況は危機的状況を迎えつつあると表現して差し障りないと考えております。

先日菊井村長は、桐山農道の保留や楠公誕生地周辺地域活性化事業の見直しを決断されましたが、現状の財政状況を鑑みますと、まさしく英断であったと評価するところであります。

我々議会といたしましても、村の将来をしっかりと見据えて、次の世代に負担を残すことのないよう熟慮の上、責任ある決断をしていかなければならないと私も決意を新たにいたしました次第でございます。

さて、そのような現状認識に基づきまして、平政会として5点質問させていただきます

す。

まず最初に、財政について伺います。

既に述べましたように本村の基金残高は、令和6年度から10億円近い減少となっております。これは率直に申し上げまして衝撃的な金額です。原因をどのように分析しておられるのか伺いたします。

また、義務的経費である人件費も、一般職員と会計年度任用職員等と合わせて約1億5,000万円の増となっております。退職手当は年度により大きく変動するものだと理解しておりますが、一般職給や会計年度任用職員報酬が増加した要因及び今後の見通しについて伺いたします。

続いて、システム標準化への展望について伺いたします。

さきに述べましたように、システムの標準化は令和7年度におよそ1億7,000万円ほどの支出が計上されておりますが、歳入にはシステム標準化への国庫支出金としてデジタル基盤改革支援補助金、7,053万9,000円が計上されております。この補助金は、地方公共団体情報システム機構、J-LISに設けられた基金より支出されているものと理解しておりますが、補助率10分の10にもかかわらず、計上されておりますのはその半額にも満たないものです。

基金の現状と今後のシステム標準化のスケジュール、またその財源及び将来的な経費の見込みをお伺いたします。

続きまして、地域にお住まいのお父さん、お母さんにお話を伺いたしますと、皆さん気にかけておられるのは小学校の統合問題でございます。令和6年度より小学校の在り方についての協議を進めていくとの答弁を以前いただいておりますが、その整備方針には小学校の在り方に関する記載がございません。菊井村長は小学校の統合問題について今後どのようにご対応されるのか伺いたします。

4番目です。

能登半島での震災から1年が経過いたしました。今も多く地域で断水が続いている状況です。その原因として指摘されておりますのが、水道の耐震化の遅れです。

国は基幹管路の耐震化率を2028年末までに60%にするよう求めています。本村の基幹管路の耐震化率は7%、こちら2021年と国の目標を大きく下回っております。この数字はいまだ水道が完全には復旧していないよう輪島市、こちら12.9%、そして能登町、16.7%をも下回るものであり、南海トラフを震源とする巨大地震が発生すれば本村も能登半島と同様、もしくはそれ以上の被害が発生する可能性が高いのではないかと考えられます。

上水道は現在水道企業団の管轄となっておりますが、村が分かる範囲で結構ですので、令和7年度末時点での水道耐震化の進捗予定と8年度以降の展望をお伺いいたします。

最後、5番目です。

村政運営方針には、ふるさと納税増収のため地場産品の返礼品を増やすだけでなく、中略、情報発信力をさらに向上、充実させるとございます。

本村のふるさと応援寄附金は7年度予算ベースで1,500万円となっておりますが、全国平均で見ますとこちら6億3,000万円、令和5年度の数字です。そこからは遠く隔たっておるというのが現状でございます。

最初に述べましたように、本村の財政状況は危機的状況を迎えつつあります。慎重に支出を抑えることは当然ですが、それだけでは本村はじり貧となってまいります。じり貧となれば、サービスカットに次ぐサービスカットを行っていくしかありません。しかし、それは村民の望むところではありません。

今後の充実した住民サービスを維持していくためにも、ふるさと応援寄附金を増やすべく、庁内はもちろん、村民一丸となって努力するしかないと思慮いたしますが、村長のお考えをお伺いいたします。

以上、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、平政会からの代表質問につきましてご答弁申し上げます。

村の財政については、まず基金残高につきましては、令和6年度と令和7年度の決算見込みを比較しますと約10億円の減少となっております。

その主な要因としましては、公共施設等整備基金の取崩しとしまして、金剛山ロープウェイ施設撤去に約5億6,000万円、財政調整基金の取崩しとして特に大きく財源不足が生じていますのが標準化システム関係経費などで約3億7,000万円が考えられます。

令和7年度においては、金剛山ロープウェイ施設撤去に係る費用として計画的に特定目的基金を充当することとしておりますが、村政運営における年間の財源の不均衡を調整する財政調整基金につきましては、今後の財政運営の中において、歳入の確保や歳出の削減を基本に、さらなる行財政改革を推進することで、適正な運用に努めてまいります。

また、人件費の増加につきましては、令和6年度、人事院勧告により、特に若年層を中心に基本給の大幅な増額や地域手当の改正が主な要因となっております。また、会計年度任用職員につきましても正職員と同様の改正があり、増加の要因となっております状況でございます。今後の見通しにつきましては、人件費につきましては増加傾向が続くと考えてお

ります。

次に、システム標準化への展望については、令和5年度から令和7年度までの3年間の国庫補助限度額は約1億9,000万円で、令和6年度までに1億2,000万円の交付を受けており、最終年度となります令和7年度の交付額が7,000万円となることから、歳出に対する充当不足が生じているところでございます。

全国的にもやはり不足が見込まれる自治体が数多くあることから、国においては補助限度額を超える費用額の調査を実施されているところであり、本村としましても、国に強く要望している状況でございます。

また、システムの稼働につきましては令和7年度中を目指し、作業を進めているところでございます。ランニングコストにつきましては、現時点では年間約1億3,000万円を見込んでおります。

次に、小学校の統合問題については、教育委員会におきまして両小学校のいずれかで全校児童数が2年連続で60人を下回ることが見込まれる場合、小学校の在り方についてその3年前に保護者や地域住民の意見を集約する協議の場を設けることとしております。

現在、赤阪小学校におきまして令和9年度以降に2年連続で60人を下回る見込みとなっておる状況から、本年度に教育委員会におきまして保護者アンケートを実施し、協議に向けた準備を進めているところでございます。また、先月開催しました総合教育会議において、教育委員とも意見交換も行い、今後小学校の在り方について協議の場の設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、水道耐震化の進捗予定と8年度以降の展望につきましては、大阪広域水道企業団では将来ビジョンや経営戦略において目指すべき将来像を実現するため、災害に強い水道施設の構築等適正規模への更新、あらゆる危機事象に対する体制の強化を掲げ、施設の更新や耐震化、自然災害への備えや体制の強化充実を図るなど、安全で良質な水の供給に努めていただいております。

令和7年度末時点で耐震化の進捗としましては、給水の安定性の向上を図るため、令和3年から村内連絡管の整備に着手し、令和8年度に完了予定と聞き及んでおります。現状の基幹管路の耐震化率については7%と低いですが、令和8年度以降においても引き続き経営戦略の目標として、令和11年度には41%を目指すこととなっております。

次に、本村のふるさと応援寄附金につきましては、ふるさと納税の寄附額を増やすためには魅力的な返礼品を増やすこと、そして千早赤阪村を知ってもらうことが重要であると考えております。

今後も返礼品の新たな掘り起こしを行うこととともに、様々な機会を捉えまして千早赤

阪村ファンを増やすようPRに努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いします。

○千福議長 第5番目の質問者、井上議員、質問を許可します。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づき、5点の質問をさせていただきます。

村政運営について伺います。

運営方針の冒頭で、事業実施に向けて優先順位を設定し、財政状況に応じて事業着手するとありますが、実際にはどのような思いや考えで実施されるのか、既に検討を済まされた実施予定の例と実例を挙げて示していただきたいと思います。

2番目としまして、合併について述べられていますが、十分に検討を深め、積極的に議論するとございますが、具体的にどのような段階を踏んで進められ、どのように検討され、どのように議論する状況を指すのでしょうか、伺いたいと思います。

3番目に、観光、交流の促進については、ロープウェイ撤去は大阪府と連携し、村の役割をしっかりと果たすとありますが、連携とは具体的にどのようなものか、村の役割とはどのようなものか、具体的に説明をお願いしたいと思います。また、道の駅の充実とはどのようなものか、詳しく教えていただきたいと思います。

4番目としまして、村立中学校のトイレの全面改修を取り上げられておられますが、具体的にどのような考えで、どのように改修をされるのか示していただきたいと思います。

5番目としまして、村を次世代につなぐために若い世代が行政に参画できる機会をつくるとございますが、どのような構想なのか具体的に説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○井上議員 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、公明党の代表質問につきましてご答弁申し上げます。

まず、事業実施の優先順位につきましては私のマニフェストで示した項目については、短期、中期、長期の対応方針を定め、特に住民の皆さんに直結する施策を優先し、令和6年度には2歳までの紙おむつや、育児用ミルク購入の費用助成や、いきいきサロンやまゆり建て替え検討支援業務を行ってまいります。そしてまた、令和7年度には高齢者等のごみ出し支援、全てのがん検診の無償化、子育て支援ひまわりの充実などを実施してまいります。

次に、合併につきましては、村と太子町、河南町の2村1町がより連携し、共同で行政改革や公民連携、さらなる広域連携に取り組むとともに、選択肢の一つとして合併についても検討を深め、この地域のさらなる発展、成長を目指すため、令和5年度に南河内地域

2町1町未来協議会を設置しました。

現在、専門人材の確保や公共施設の最適化配置など様々なテーマにつきまして検討を行い、実施可能なものから随時取り組んでおります。

合併につきましては、今年度から合併部会を設置し、まずは住民に対して村の現状や課題、将来予想等について広報紙などで情報発信を行い、将来の在り方議論への認知度や関心度、理解の向上を図るとともに、住民アンケートを実施し、地域の現状や将来像についての住民の意識や意見を把握し、目指す未来像に向けた議論に向けた論点の抽出や、今後の広報に活用することとします。

また、2町1村の将来の在り方について、広域連携や組織の共同化、合併などについて、職員数や財政への影響等を比較する方法について、現在未来協議会で調査検討を行っている状況でございます。

今後、人口減少や少子・高齢化が進むことが想定される中、この地域に適した持続可能な行政の在り方をしっかり議論していく必要があります、引き続き大阪府の協力を得ながら、2町1村で協力、連携はもちろんのこと、ありとあらゆる議論を行うためにも、近隣市の協力も得て取り組んでまいりたいと考えております。

次に、観光交流促進については、金剛山は知名度、認知度が高く、ロープウェイや香楠荘の撤去後においても大阪府の協力と支援をいただきながら、金剛山周辺地域の魅力発信や集客に向け、取り組みたいと考えております。また、農林業の振興を図り、村の魅力ある特産品をPR、販売することで、道の駅の集客力を伸ばすことが村の観光振興にも効果的であると考えております。

今後どのような整備などが最適かなど、村民や大阪府、関係機関と議論を深めてまいりたいと考えております。

次に、中学校トイレの改修につきましては、多くの生徒などから要望を受け、令和7年度において1階トイレの全面改修の設計に着手する予定でございます。

改修内容につきましては今後の設計において具体化してまいります。現状の和式便所の洋式化はもちろん、床の乾式化など維持管理しやすい仕様についても検討してまいりたいと考えております。

次に、若い世代の行政参画については、まずは若い世代と対話できる場を設けまして、率直なご意見を聞き、村に対して考えてることを吸い上げてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○千福議長　これで、本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じ、散会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後 1 時 4 5 分 散会

1. 招集年月日

令和7年3月5日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

5番 吉 田 昭 之

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4番 徳 丸 初 美

4. 欠席議員

な し

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

健康福祉部長 中 野 光 二

村政戦略部長兼産業建設部理事 池 西 昌 夫

教育委員会事務局理事 森 田 洋 文

総務部長兼産業建設部理事 日 谷 順 彦

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局書記 土 井 達 也

7. 議事日程

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○千福議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、時間制で行います。速やかに質問、答弁を行うようにしてください。

質問、答弁全て含んで持ち時間は1議員30分間です。議場内の時計で30分を経過しますと、私のほうから終了の宣言をさせていただきます。よろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許可します。

それでは、第1番目の質問者、田村議員、1問目の質問を許可します。

○田村議員 議席番号6番、平政会、田村陽でございます。

議長通告に基づき、5点質問をさせていただきます。

まず初めに、マイナンバーを利用したコンビニ交付についてお伺いいたします。

住民の方から、せっかくマイナンバーを取得したのにコンビニで千早赤阪村だけ住民票を取得できないとの訴えがございました。確かに村内にコンビニはございませんが、コンビニで取得できれば村外で働く方々の利便性の向上につながることは明らかでございます。

村は、マイナンバーを取得するよう積極的に働きかけていたのですから、村にはマイナンバーが利用できるコンビニ交付を実現する責務があると思いますが、菊井村長のお考えはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、コンビニ交付についてご答弁申し上げます。

大阪府内の自治体でコンビニ交付ができていないのは本村だけであるということは、もう認識のほうはしております。そのため、私の公約の一つとしまして、住民票や印鑑証明のコンビニ交付を掲げており、早速村長に就任後、コンビニ交付の実施に向けまして関係機関と協議を行ってまいりました。

コンビニ交付を実現するには、やはりシステムの導入が必須となりますが、現状令和7年度に全国一斉に予定されております自治体システムの標準化業務が逼迫しております、システム業者のSE不足により、新たな業務への対応が難しい状況となっております。

そのようなことから、自治体システムの標準化が稼働したのちにコンビニ交付に向けた協議を行いまして、なるべく早期に実施できるよう積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

システム事業者様のほうのS E不足によりなかなか対応が難しいという状況があるということとは理解いたしましたが、だからといって後回しにしてよいというものでもないというふうに思います。住民の利便性の向上のためほかに何かできることはないか、お考えをお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 先生からご指摘のとおり、コンビニ交付の実現までには少し時間がかかりますが、現在マイナンバーカードを利用してスマートフォンから住民票や印鑑証明、課税証明などを請求できるオンライン申請を行っており、郵送で送付することによりまして、窓口に来ていただかなくても住民票が受け取れるようなことができるようになっております。

でも本村としましては、利用促進を図るため、令和7年3月31日までは郵送料を無料とさせていただいております。また、住民票、印鑑証明については広域交付によりまして全国どこの市町村の窓口でも交付を受けることができるようになっておりますので、今後とも広報紙やホームページなどを通じまして周知を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 ご答弁ありがとうございました。

オンライン申請が可能とのご答弁をいただきましたけれども、確かに村ホームページのほうにそのような項目があったという記憶はございます。

ただ、オンライン申請という言葉と、住民票の取得っていうのがすんなりつながるかと言われると、ちょっとやっぱりそこは疑問に思うんですね。

そこでちょっとお伺いしたいんですけれども、これまでの実績がひとつどの程度あるのか、また十分に周知は行われてきたのか、その点お伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 オンライン申請につきましては、令和5年12月1日から実施のほうはやっております。これまで住民票関係で16件、そして税務課関係で9件の申請がございました。

議員ご指摘のとおり、件数的に少なく、まだまだ周知不足のところがありますので、ホームページをはじめ、定期的に広報紙への掲載やライブ配信など、できるだけ住民にとっても分かりやすい周知をやってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

システム標準化の影響でコンビニ交付が滞っているという現状があるというのは理解できました。時間を要さざるを得ないということなのであれば、積極的にオンライン申請の周知を図るべきだと考えます。住民の利便性向上に向けて取り組んでいただくよう要望いたします。

以上です。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 続きまして、コンシェルジュの設置についてお伺いいたします。

新庁舎となって1階ロビーは大変広くなったと喜んでいるところではありますが、その一方で、職員と住民との距離まで広がってしまっているのではないかと思います。

今1階玄関をくぐると、職員が皆横を向いて座っており、来訪者に気づきにくいように感じられます。住民のほうからすいませんと声をかけることになりますが、そこはやはり職員の方から声をかけるべきではないでしょうか。

一般住民は自分の困り事が何課の担当になるのかなかなか把握できないことも多いことから、庁舎1階に総合案内係としてコンシェルジュを設置するようにしてはいかがでしょうか。そうすれば、来訪した住民も心強いはずだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 コンシェルジュの設置についてご答弁申し上げます。

村民の方に対しましては職員から声かけを行い、丁寧な対応を心がけているところではございますが、新庁舎となりまして1階正面の玄関入り口から住民課の窓口までスペースができたということもあり、来庁者が戸惑う場面も見受けられます。

確かにコンシェルジュの配置というのは、住民サービスの向上という観点からは丁寧な対応の一つであるとは考えております。また、他の自治体においても配置されていることは認識しております。

しかしながら、本村、まあ他市に比べまして人口も少なく、来庁者の違いから、専従の職員を配置することは慎重に対応する必要があると考えております。

まずは、1階の窓口の現状としまして、ちょうど中央部にコピー機が設置されて囲い込みがあるというところがございますので、来庁者に気づきにくい点になってるかなと考えておりますので、その辺につきまして今後改善してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 確かに来訪者数を考えますと、コンシェルジュとして専従職員を置くのは費用対効果という点ではちょっと難しいかなというのは理解できるところでございます。

ならば、1階に総合案内窓口を設置するということは可能ではないでしょうか。窓口があれば、来訪した住民がどこに行けばよいのか分からず途方に暮れるという場面もなくなるはずだと思います。

ご答弁よろしく願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 議員ご指摘のとおり、来庁者の方がどこに行けばいいのかはつきりすれば戸惑うことも少なくなると考えられますので、職員も来庁者が来られると認識があれば今まで以上に声も掛けやすくなると思います。

試行としまして、住民課窓口に総合案内窓口となるような場所を設定しまして、来庁者がその場所に来ていただけるような分かりやすい表示を行いたいと考えております。また、職員のほうからも積極的に声かけができるような体制を整備したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 総合案内窓口を設置するとのご答弁をいただきましたので、要望に代えさせていただきます。

住民の皆さんに親しんでいただける役場をぜひともつくっていただきたいと思いますので、まずはその第一歩として総合案内窓口の試行をよろしくお願いいたします。

以上です。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 それでは3問目、消防団は存続できるのかについてご質問いたします。

私自身消防団に参加して3年がたちますが、消防団員の確保にどこの地区も苦心しておられると聞いております。

少子・高齢化に伴う現役世代の減少がその要因として考えられるところではありますが、少子・高齢化は一朝一夕に解決する問題ではなく、いつまで消防団活動をこれまでどおり行っていけるものかと危惧している次第でございます。

昨年、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村の8市町村の消防組織が統合され、新たに大阪南消防組合となりました。常備消防も変革のときを迎えている中、人口減少により負担が増すことを考えると、消防団の在り方についても今後検討していく必要があるのではないかと思います。役場の考えをお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、池西村政戦略部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 消防団は存続できるのかについてご答弁申し上げます。

消防団は、消火活動のみならず、地震や土砂、風水害等、多数の動員を必要とする大規模災害時の救助活動など、非常に重要な役割を果たしていただいているところでございます。平常時においても住民の防火指導や特別警戒、救急救命講習の受講など、地域における消防力、防災力向上においては欠かせない存在であると認識いたしております。

一方で、過疎化や住民意識の変化等により新たに団員として加入する若年層が減少し、40代、50代以上の割合が増加するなど、千早赤阪村に限らず、活力のある消防団員の確保は全国的な問題となっております。

村は、各分団において欠員が生じた場合は、その分団において人選をお願いしているところではありますが、各地区の自主防災組織や常備消防である大阪南消防組合と連携を図りつつ、組織の在り方について今後検討していく必要があると認識いたしております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 今新たな団員確保は地区任せとなっておりますが、なかなか引受手が見つからず地区の負担となっているというのが現状でございます。役場としてももっと積極的、主体的に団員確保に関わるべきではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 消防団員は、各地区における防災、消防の中心となる方をご選任いただくことが最も望ましいことから、各地区や消防団にその人選をお願いしているところでございます。

このようなことから、行政が地区、消防団に成り代わって人材確保を行うことは難しいと考えますが、人材確保に向けた広報やPRを村として行うなど、手法などを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 加速化、高齢化が進む本村におきまして、現役世代で構成される消防団は、特に大規模災害時において大きな力となると考えております。

しかしその一方で、大規模災害時にどのような行動を取るべきなのか、地区はもちろん、各地区の消防団内でも明確化されているところは少ないのではないかというふうに思います。

地区ごとに災害時の課題も異なるはずです。地区の特性に応じて課題を明確化し、分団内で共有する必要があるのではないかと思います。役場の考えをお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 議員ご指摘のとおり、災害発生時に取るべき行動は各地区において課題が異なるものと考えております。

各地区においては、自主防災組織を立ち上げられ、発災時に備えて避難訓練等を実施していただいておりますが、具体的な行動を示した地区防災計画及びコミュニティタイムラインを各自主防災組織で定めることにより、役割分担を明確にすることができることから、今後作成支援に向けた取組を村としても検討してまいります。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 どうもご答弁ありがとうございました。

消防団の必要性、重要性は言うまでもないところであると考えております。ただやはりその一方で、消防団員の確保というのが地区の大きな負担となっていることも確かです。

役場としても消防団員の確保は地区の役目と考えるのではなくて、地区の実情を理解していただいて、ともに考えていただきたく、その点要望させていただきます。よろしくお

願いいたします。

○千福議長 4問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 それでは、メディアリテラシー教育の重要性についてお伺いいたします。

総務省の令和5年度情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査報告書によりますと、テレビリアルタイム視聴時間は年々減少を続けているのとは裏腹に、ネット利用時間は年々拡大する傾向にあり、特に10代では、平日、休日ともにテレビ視聴時間の実に6倍以上の時間がネット利用に使われております。

ネット利用の増加は政治にも多大な影響を与えており、実際にアメリカ大統領選ではSNSが大きな影響を与えたと言われておりますし、ルーマニアでは大統領選が裁判所により無効とされる事態に陥っております。本邦でも先日行われました兵庫県知事選で真偽不明な情報が大量に拡散されたことから、法規制の必要性すら検討課題に上がっており、そのような現状でございます。

そのような状況を鑑みますと、本村でも情報をうのみにせず主体的に解説する力、すなわちメディアリテラシーの育成を積極的に進めていく必要があると思われませんが、現状メディアリテラシー教育にどのように取り組んでおられるのかお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、森田教育委員会事務局理事。

○森田教育委員会事務局理事 メディアリテラシー教育の重要性についてお答えいたします。

令和2年、3年に改定された小・中学校における現在の学習指導要領では、学習内容の改善、充実の一つとして、情報の扱い方に関する指導の改善、充実が上げられ、カリキュラムの一つとしてメディアリテラシー教育についての教育を行っております。

小学校では、広告や新聞記事を読み比べ、表し方の工夫や書き手の意図を考えると、また簡単にやり取りできるネット情報を事実かどうかは気をつけて、自分の考えを持てるように学習しています。

また、中学校ではフェイクニュースの事例を挙げ、偽の情報をチェックすることやクリティカルシンキングについても学習しています。

以上でございます。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 ご答弁ありがとうございました。

先日の調査報告書によりますと10代の若者を90%以上が動画コンテンツを利用して

いるとのことですが、動画配信サービスなどのSNSでは特定の傾向を有した情報のみがAIによって勧められるフィルターバブル現象の発生が有識者により指摘されております。

そういった現象が存在すること、またそのリスクについても教育されておられますでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、森田理事。

○森田教育委員会事務局理事 本年度実施されました全国学力・学習状況調査の中学校3年生の国語科の調査におきまして、フィルターバブル現象について、生徒がその場で理解し、関連することについてのリスクを回避するために議論する場面が取り上げられております。

以上でございます。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 特定の思想だけに触れ、思想を共有する人とばかりコミュニケーションを持つことで、それが正しいと思い込んでしまうエコーチェンバー現象や、自分の考えを補強する情報ばかりを集めてしまい、反証となる情報は無視する、またはそもそももう集めようとしなないという確証バイアスの存在も兼ねてから指摘されております。

我々がそういった傾向を有するという点についても指導しておられますでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、森田理事。

○森田教育委員会事務局理事 ご質問のエコーチェンバー現象や確証バイアスについての直接的な指導はありませんけれども、複数の情報源を比較すること、情報の出典や発信元を調べることなど、ファクトチェックの習慣化について、国語科を中心に系統立てて必要な資質と能力として育成をしております。

以上でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 昨今の動画メディアでは、情報の切り取りなどで大衆を特定の方向性に誘導しようとする動きが見られると感じているところでございます。大衆が正常な判断力を失えば、民主主義は機能いたしません。

そのような事態に陥ることがないよう、特にこれからの未来を担っていく若者たちにエコーチェンバー現象や確証バイアスと、そういった事象が存在するという点についてもご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

○千福議長 5問目の質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 村道下の空洞は発見できるのかについてお伺いいたします。

埼玉県八潮市での大規模な道路陥没事故の発生から1か月が経過いたしました。いまだ転落したトラックに乗っておられた方の安否は不明なままとなっており、消息が気遣われてなりません。

村内の下水道管も老朽化したものが多いと聞いております。八潮市での事故を受けて、村内でも不安の声が聞こえてまいります。八潮市と同様の事故は本村でも発生し得るのか、また道路下の陥没を事前に発見することは可能なのかお伺いいたします。

○千福議長 答弁者、日谷総務部長兼産業建設部理事。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 村道下の空洞は発見できるのかについてご答弁いたします。

今回の埼玉県の八潮市の事故を受け、先般国から緊急点検の実施について依頼がありましたが、村内には対象となる大口径の管路施設は存在しないことから、村内で同規模の事故は起こらないと考えております。

しかし、今回の道路陥没が管路施設の腐食が原因と考えられていることから、村では腐食の原因となる硫化水素が発生するおそれのある箇所や、一定量の流入のある整備後50年以上経過した箇所について、職員により地表面の落ち込みや、地上からマンホール内部の目視による点検を実施し、事前に発見できるよう努めております。結果といたしまして、異常は確認されませんでした。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 村内で同規模の事故は起こらないと考えておられるとのご答弁で、その点は少し安心いたしました。しかし、八潮市での事故ほどの規模ではなくとも、陥没事故は発生し得るのではないかと思います。

そこで、本村でも過去に下水道管路の破損が原因となる道路陥没の事例があるのか、その点をお伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、日谷理事。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 本村の事故事例につきましては、過去に下水道管路の破損による道路陥没が1件ございます。

事故の内容につきましては、小吹台の下水道管路が破損し、走行中の自動車のタイヤが

陥没箇所には落ちるという事故で、原因といたしましては管路のカーブ部分が経年により亀裂が入り、汚水が管路から漏れ出し、道路下の土砂を流したため発生したものでございました。

この事例では、ポンプにより汚水を送る管路で圧力のかかるカーブ部分が急な曲がりであったことなどが主な原因と考え、部材の交換時にカーブも緩い曲がりにも改善しております。今回実施した点検の際も対象箇所として実施をいたしております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

田村議員。

○田村議員 電磁波などを使用して地下で起こっている下水道管の破損などの異常を発見することは可能なのか、その点伺いたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、日谷理事。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 空洞探査調査について、道路下に異常があり、空洞があるということまでは発見可能と聞いてございますが、空洞の詳細な規模や原因などは地上から探査では解析できないため、探査車により走行させるのではなく、巡視点検、管径や流入量などから調査する箇所を絞る必要があると考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 要望をお受けします。

田村議員。

○田村議員 本村のインフラは老朽化が著しいと言えます。特に、小吹台の下水道管路は布設から50年が経過していると聞いております。道路陥没が発生せぬよう、今後も定期的な調査をお願いしたいと思います。

また、重要度に応じて順次移管の入替えをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○千福議長 第2番目の質問者、井上議員、1問目の質問を許可します。

○井上議員 議席番号2番、公明党井上浩一でございます。

議長通告に基づき、5つの質問をさせていただきます。

1番目としまして、農業用水路の維持管理について質問いたします。

水路の整備については過去にも質問をしてきましたが、前回答弁で緊急時の連絡体制構築のため、水利組合等の管理者を把握する調査を進めるとありましたが、どのように進められて、また結果、どのような形式の資料が出来上がり、それを活用されるのか、またそ

の進捗状況はどうか、お伺いしたいと思います。

また、昨年国の地方創生２．０の基本的な考え方が発表され、地方経済、生活環境創生担当大臣のもとに、有識者会議として新しい地方経済・生活環境創成会議の設置がされました。地域の魅力を引き出して活性化させることで、持続的な社会をつくる活動全般が該当いたします。全ての人が立場を超えて協力することが基本になり、また外部の組織との横のつながりを大事にしながら、地域密着での活動が重要でございます。

そこで、本村も山間部独特の環境を生かし、水路の保全と環境保全を絡めて活動を行うような取組も可能ではないでしょうか。政府の取組に耳を傾けてみてはいかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、池西村政戦略部長兼産業建設部理事。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 農業用水路の維持管理についてご答弁申し上げます。

水利組合等の管理の把握、調査については、年度当初に農業者の代表的な立場にある農業委員や実行組合長に依頼し、水路や農道の管理者の把握に努めております。

しかしながら、水利組合の管理者が不明な箇所も多いため、調査の状況は約半数であり、実態の把握に苦慮している状況です。引き続き、継続的な管理者の把握に努めてまいります。

次に、議員ご指摘の政府の取組については、今後も国の動向を注視してまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

私も近隣自治体に確認をさせていただいたんですが、水利については同じような状況が各地域続いている状況でありました。

ですが、農業でのやっぱり重要な要素ですんで、昔からの慣習が延々と引き継がれ、旧態依然としているという状況で、やはり進歩が見られないというのが現状だと思います。

維持管理方法などが現状と、例えば管理者が老齢で少なくなっているとか、表れていると思ひまして、ずれが大きく昔と違ひまして、苦情や農業の振興に足かせになっているように感じております。

農業委員会等活動しておられますが、水路の管理や整備について関係性はないのでしょうか。また、日常的に連携等はされていないのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、池西理事。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 農業委員会の業務は、主に農地の利用の最適化推進業務であり、水路の管理や整備については水路を活用する受益者の集合体である水利組合等が行うものでございます。

農業委員会では、農業振興を図る上で水利組合、実行組合長会、農地中間管理機構などと連携はいたしております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 要望に代えさせていただきます。

全国的にも同じような課題を抱えているのが現状だと感じております。近年では2拠点活動等をされるような方を集い、村がフォローアップしていくような小規模な環境運動等を立ち上げ、実験的に運用していくようなことを、水路やその他の事柄に結びつけて行うことはできないでしょうか。そのような機運醸成をお願いしていきたいと思います。

以上でございます。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 2問目としまして、お悔やみコーナーの設置をということで質問いたします。

亡くなられた方の手続に来られる方の負担を軽減するために自治体窓口にお悔やみコーナーを設ける自治体が増えております。近隣では河南町で実施をされており、次年度は設備の拡充も考えられているとお聞きしました。

そこで、村での手続の実態はどのようになっているのか、心労がさらに重なるような、時間と労力がかかるような手続なのか、また実際にかかる所要時間や移動を強いられるそうで、改善されるところはないのか、またそういうお悔やみコーナーを設けることは考えていないのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○千福議長 答弁者、中野健康福祉部長。

○中野健康福祉部長 それでは、お悔やみコーナーの設置についてご答弁を申し上げます。

本村では、現在主に葬儀業者が持参する死亡届の届出時に住民課において該当する部署に電話にてご遺族に対する役場内の必要な手続の有無を確認し、後日、ご遺族が来庁された際には、ご遺族の負担を考慮し、一部の業務以外は住民課の窓口において各部署の担当職員が入れ替わり、同じ場所で手続ができるように取り組んでいるところでございます。

既に同様の仕組みを実施していることから新たにお悔やみコーナーを設置することは考えておりませんが、今後もしもご遺族の負担とならないよう取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ご答弁ありがとうございました。

一部の業務以外は住民課の窓口で対応できるとのことでしたが、なぜ1か所で対応できるように改善はできないのか。また、できないのであれば、来庁者の負担軽減のためにどのように対応されるのかお伺いしたいと思います。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野健康福祉部長 介護保険対象の方でありましたら、介護保険システムは保健センターの端末でしか確認することができず、担当者の指紋認証によりログインできる仕組みとなっておりますので、保健センターへ来ていただいて手続を行っております。

書類の提出のみで済む場合であれば、担当者が住民課の窓口へ行き、対応させていただきます。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

要望に代えさせていただきます。

調べさせていただくと、ほかの自治体ではお悔やみコーナーを設置されているところなんですけど、そこはその制度を使うのに当たり予約制を取り、個別で対応されているようなところもございます。対応できるスペース等があるのでしたら、そのような対応も考えていただきたいと思います。

以上でございます。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 3問目としまして、アピアランスケアの拡充について質問いたします。

がん患者の方へのウィッグや補正具等の購入費用助成を行う事業が昨年より実施されておりますが、利用実績もあり、感謝したいと思います。

現在の対象者はがん患者に限られておりますが、例えば原因不明の全身脱毛症に苦しむ若い患者さんもおられると聞きます。

このような事例に基づき、対象の拡大をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○千福議長 答弁者、中野健康福祉部長。

○中野健康福祉部長 アピアランスケアの拡充についてご答弁を申し上げます。

アピアランスケアにつきましては、令和6年5月から医療用補正具の購入費用の一部助成事業を開始したところでございます。広報紙やホームページに掲載するほか、大阪府がん患者サポートセンターや南河内地域がん診療拠点病院のがん相談支援センターなどへも事業の周知依頼をしており、現在までに3名の申請がございました。

まだ事業を開始したところでございますので、内容等の見直しにつきましては実施状況やニーズを見ながら今後検討を行っていきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

見直しについては実施状況やニーズを見ながらとのことでございますが、判断の基準はどのように考えておられるのか、また先天性の方等もおられ、若い女性の方等については苦慮されている方もおられ、少しでも負担軽減ができるならと思うのですが、その点お伺いいたします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野健康福祉部長 まだ事業開始1年目ということもあり、利用者も少なく、またほかに要望も今のところ聞いておりませんので、今後そういった声が多くあれば他自治体の事例も参考にしながら事業の見直しについて検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

できる限りやはり対象の方を広げていただき、一人でも多くの方の一助になればと考えております。

実際、他市の市会議員に小学生の女の子が直談判で訴えられて、その市会も検討しますと返答をいただいたそうですので、よろしくお願いいたします。

○千福議長 要望でいいんですね。

○井上議員 はい。

○千福議長 4問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 4問目としまして、地域公共交通の充実についてお伺いいたします。

今懸命に取り組まれているバス路線の維持だけでは解決し得ない交通弱者の方が以前より問題になっているのは、全国的な話題にもなり、周知の事実でございます。村としましても、山奥の方とかはなかなかそのバス停にもたどり着けないという現状がずっと続いております。

現状で、終わりの見えない問題が山積する公共交通問題で、取り残された交通弱者に対する支援についてはどのようにお考えになっているのか、お伺いしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

○井上議員 答弁者、日谷総務部長兼産業建設部理事。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 地域公共交通の充実についてご答弁いたします。

令和6年6月、持続可能な公共交通体系の構築を目的に、千早赤阪村地域公共交通計画を策定し、様々な施策に取り組んでいるところでございます。

議員ご指摘のとおり、本計画においても地域公共交通の課題として、利用者ニーズに応じた交通サービスの確保、公共交通空白地域の解消、公共交通の利用促進、財政負担の抑制などが掲げられており、それら課題に対し、短期的な取組や中・長期的な取組など、財政状況を踏まえ、適宜対策を講じていく必要があると考えております。

特に、公共交通の空白地域対策につきましては、平成27年、8年度の2か年度において、ワンボックスによる定時定路線運行及びデマンド方式の実証実験を行うなど、これまでも様々な検討を進めてまいりました。

その結果などを踏まえ、現在75歳以上の高齢者や妊産婦の方など対象とした地域公共交通利用料助成事業を実施しているところでございます。

事業推進におきましては、まずは鉄道へのアクセスとしての路線バス、4市町村が運行する金剛ふるさとバスを確保、維持することを基本に、交通空白地域の解消策や公共交通の利用促進策、村内の地域間の移動手段策などの事業を推進していく必要があると考えます。

今後におきましても、本計画を基本に持続可能な地域公共交通の確保に努めるとともに、議員の皆様とも情報を共有し、意見交換しながら問題解決に向け、積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員　ご答弁ありがとうございました。

村のコミュニティバス運行については、役場の職員さんが中心になってされているとお聞きしますが、いわゆる上下分離方式で実際に車両を運行管理するのが委託先で、道路施設や事務的な部分と財源部分は村で行っているとのことで、実際のバス会社とは運営方法は違うものの、ほぼ素人の運営という点では職員の負担がかなり大きいと言わざるを得ないと思います。

過去の質問でも、職員の方の負担が大きいのでチーム体制でできないか等の意見が出ましたが、今の状況はどうなのでしょう。

昨年秋頃から大阪狭山市で社会福祉協議会が高齢者移動支援事業を実験的に行っておられます。村の社会福祉協議会でも小規模な送迎サービスは行われておりますが、利用者は少ないとお聞きしております。

大阪狭山市では、昨年より運行され、実績も伸びているとお聞きします。同様のことは難しいと思われませんが、実例として一部でもその内容を取り入れることはできないのでしょうかお伺いしたいと思います。

○千福議長　再質問の答弁者、日谷理事。

○日谷総務部長兼産業建設部理事　現在、地域公共交通事業につきましては産業建設部都市整備課が所管いたしまして、円滑な事業の遂行に努めているところでございます。

運行業務や車両管理につきましては業務委託いたしておりますが、事業全体の進行管理につきましては当該所管課において行っております。

地域公共交通は住民の皆さんの日々の生活における移動手段を担っていることから必要不可欠なものであり、安定的な運営が求められ、そのためにも組織体制の充実が重要と認識いたしております。

今年の４月から４部制から３部制に組織の見直しを行い、地域公共交通事業については産業建設部都市整備課から総務部総務政策課に移管させることで、限られた人員を最大限に生かせる組織体制を確立し、引き続き円滑な事業遂行に努めてまいります。

また、村社会福祉協議会において実施している送迎サービスにつきましては、いきいきサロンで実施している教室に参加する人で、全く移動手段のない人を対象に実施している送迎サービスであり、高齢者移動支援を目的とした送迎サービスではありません。

議員ご指摘の点につきましては、今後社会福祉協議会とも連携しながら、事業の必要性や、他事例も参考に調査研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

今後、社会福祉協議会とも連携をしながら事業の必要性や他事例も参考に調査研究してまいりますとのご答弁ですが、事業の利用者も少ないとお聞きますので、改善に向け早急に対応をお願いしたいと思いますとともに、検討の経過と結果を報告していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○千福議長 再質問の答弁者、日谷理事。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 先ほどもご答弁させていただいたとおり、社会福祉協議会が実施している送迎サービスは、いきいきサロンでの教室に参加する移動手段がない人を対象に実施されているもので、高齢者の移動手段を行う地域公共交通事業ではございません。教室参加者の希望有無によって利用頻度が異なるものと認識をいたしております。

当該事業の実施主体が社会福祉協議会であることから、議員ご指摘の改善のご意見につきましては社会福祉協議会にお伝えいたしたいと考えております。

また、今後の社会福祉協議会との連携につきましても、当該事業が福祉施策との関連性もございますので、関係部署と連携し、状況に応じて情報提供に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 要望をお受けします。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

体制が変わるということですが、状況が一気に一変することは考えにくいですが、見守りたいと思います。また、府や国への積極的な要望等の働きかけも必要だと考えますので、よろしくお願いいたします。

行政はよく行政の壁と言われるものがあって、なかなか連携が難しいということですが、そのあたりも考慮していただきたいと思います。SDGsの理念として、誰一人取り残さないを目指していただきたいと思います。

以上でございます。

○千福議長 5問目の質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 5問目としまして、带状疱疹ワクチンの助成拡大についてです。

带状疱疹ワクチンについては、本年4月に定期接種化が決まっておりますが、年齢条件等の設定が高めに設定されているとお聞きします。当初は段階的に対象を広げられるとお聞きしていますが、どのような体制で考えられているのか、また対象に含まれない罹患のおそれがある年齢層についての支援についてはどのようにお考えになっているのかお伺いしたいと思います。

○千福議長 答弁者、中野健康福祉部長。

○中野健康福祉部長 带状疱疹ワクチンについてご答弁申し上げます。

带状疱疹ワクチンの定期接種につきましては、令和7年度に65歳になる人、60歳以上、65歳未満の人であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人が対象とされております。

また令和11年度までの5年間の経過措置として、当該年度に65歳から100歳まで5歳ごとに当該年齢を迎える人も対象となることから、60歳以上の方につきましては今後の5年間で全員が対象となります。

59歳以下の人につきましては任意接種となりますが、財政負担やワクチンの安定供給等の面から、現段階では独自の助成は考えておりません。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございます。

59歳以下の方の任意接種についての具体的な負担額はどの程度になるのか、お伺いしたいと思います。

また、接種対象がかなり絞られ、経過措置が行われてもすぐに受けられない50代の方は対象にならない等、ワクチンが高価なこともあり、現役世代の必要とされている方の支援にはならないと思います。

带状疱疹は、症状が見られたらなるべく早い治療が後遺症等につながらない条件だとお聞きしております。忙しく働く現役世代にも予防策としてワクチンは必要だと考えます。

現段階では難しいとのことですが、次の段階として前向きに考えるとどのような状況が考えられるのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○千福議長 再質問の答弁者、中野部長。

○中野健康福祉部長 ワクチンの任意接種における自己負担額でございますが、現在予防接種では生ワクチンと不活化ワクチンの2種類のワクチンが使われております。

接種費用は、生ワクチンは1回接種で7,000円から1万円程度、不活化ワクチンは

2回接種で4万円から5万円程度と言われております。

59歳以下の方につきましては、ワクチンの安定供給の体制や他の自治体の動向も踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

井上議員。

○井上議員 ありがとうございました。

要望に代えさせていただきます。

村の中でも訪問活動をしていますと、やっぱり罹患されてかなり苦しんでおられる方もおられます。また、若年の方も多いとお聞きします。

ワクチンのほうが、安いほうよりか高いほうのワクチンのほうが効果が非常に高いということもお聞きしておりますので、できるだけ早く必要な方に届くように支援の拡大を望んで終わります。ありがとうございました。

○千福議長 第3番目の質問者、服部議員、1問目の質問を許可します。

○服部議員 議席番号3番服部幸令。議長通告に基づき、3問の質問をさせていただきます。

まず、昨年の9月議会に引き続き、今定例会の代表質問でも村の将来像の具体的なイメージを持っているのか、持っていないのか、端的なお答えを聞かせていただくよう昨日言いましたが、第5次総合計画を基本に、選挙のときのマニフェストに上げた35項目の村づくりを実行し、村長とともにつくる安心して暮らせる村づくりを目標に、住んでよかったと思っていただけるような村づくりに邁進など、依然として抽象的な答えしか返ってこなかったことについて非常に残念な思いを抱いております。

村政運営方針でもおっしゃられていたように、就任からはや8か月が経過しようとしております。今は候補者ではありません。今は村長なのです。政治家としてマニフェストの実現はそれはそれで重要ですが、今は行政の長として、その実践に向けてどのように村政運営を行っていくか、限られた任期の中でそれぞれの施策、事業をどのような順番で、どのような手法で、どのように財源を確保してということを明確に示すことこそが、今村長に求められていることではないのでしょうか。前置きが少し長くなってしまいましたが、最初の質問に入らせていただきます。

村長が就任してから約8か月が経過しました。この間、公約実現のためにどのような取組を行い、どのような成果が得られたのかをお伺いします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、村長就任後8か月の成果についてご答弁申し上げます。

私のマニフェストであります村民とともにつくる安心して暮らせる村づくりを実現するため、5つの村づくりを掲げ、施策を一步ずつ着実に進んでおる状況でございます。

今年度につきましては、村長給与、退職金の減額、2歳までの紙おむつや育児用ミルクの購入費助成、高齢者のコロナワクチン接種費用の助成、通学路の安全確保としましてグリーンベルトの施工、そしていきいきサロンやまゆりの建て替え支援業務を履行するとともに、利用者との座談会を開催し、早期に実現するよう現在取り組んでいるような状況でございます。

その他の事業につきましても実施に向けて優先順位をつけながら、全庁的にご意見を聞きながら事業を進めているような状況でございます。

以上でございます。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 高齢者のコロナワクチン接種費用の助成は、前村長のときに補正予算で措置された内容ではなかったのでしょうか。また、その他事業の準備と言われましたが、具体的にはどのようなことをされてきたのでしょうか。特に、先ほどの答弁では示されなかった産業振興等の施策のうち、道路等のインフラ整備、道の駅等活性化、農業振興等に関しては府土木事務所や農と緑の総合事務所との連携、調整が不可欠だと思われませんが、この間、それが行われたような形跡は見当たりません。

この点について、村長はどのような認識でおられるのかお伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 まず、コロナワクチン接種費用の助成につきましては、前村長当時の補正予算措置以降に富田林医師会との契約において、1人当たりの接種費用に増額が生じましたが、本人負担分を増額することなく接種できるように体制のほうは整えさせていただきました。さらに、富田林医師会加入以外の病院で接種された場合でも同額で接種できるよう9月議会において補正予算を提案し、可決していただいた状況でございます。

その他の事業につきましても、高齢者等のごみ出し支援事業や中学校トイレ改修事業をはじめとします各施策の準備を進め、令和7年度当初予算案としてお示ししているものや、今後の実現に向けまして準備のほうはやっております。

そして、大阪府営富田林土木事務所さんには先般も通学路であります府道富田林五條線の補修を依頼したところ、早急にご対応いただいております。また、農業振興部門では、地域計画作成に対しまして南河内農と緑の総合事務所にもご協力を賜っておるような状況

でございます。それ以外にも村の各担当部では様々な分野において大阪府と連携調整し、各種の課題や問題の解決に取り組んでおる状況でございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 私の聞き方がまずかったかもしれませんが、コロナ接種費用助成を除き、全く答弁になってないと思います。

その他事業の準備は事業名を聞きたいのではなく、準備行為の具体的な内容をお答えいただきたかった。また、府との連携調整は、道路の維持管理等、ルーティン業務についてのことではなく、村の活性化や村内外をつなぐ広域インフラに関する府関係機関との協議について、それが行われている形跡がないばかりか、それに向けての連絡調整もやっているようには見えないということを指摘しているものであります。

要は、就任以降、何も進んでいない状態について、村長はどのような認識をしているのかということを聞いているところです。

そこで、後者について、すなわち府の力を借りずには進めることができない事業、もしくは府で進めてもらわなければいけない事業を進めていくために必要な動きをこの8か月間でどれだけやってきたのかということを改めて伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 大阪府さんに対しましては、本村の厳しい財政状況などを踏まえ、村の活性化などについて支援を求め、意見交換や協議を行っている状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 要望をお受けします。ないですか。

服部議員。

○服部議員 府も協力が不可欠な事業を進めるために8か月間で何の事業について、府の誰と、いつ、どれくらい話等をしてきたのかが、質問をしていることに対して全然答えが示されていませんでした。

また、今の答弁では、府として支援を求めてきたけど府が何もしていないというふうに聞かえることもできます。果たしてそれでいいのでしょうか。この点については、別途私自身が大阪府に確認しますが、結果によっては大きな問題となり得ることを指摘して、1問目の質問を終えます。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 2問目として、財政破綻回避に向けた菊井村政のビジョンについてお伺いします。

繰り返しになりますが、令和6年9月議会、そして今議会の代表質問においても、20年後、30年後の本村のビジョン、将来像は明らかになりませんでした。村民からも村長として本村のビジョン、将来像を示してほしいとの声を聞いていますが、何回聞いても同じ答えしか返ってこないで、財政収支見通しについて質問します。

昨年12月に千早赤阪村財政シミュレーションが理事者から示されました。これによると、令和7年度からは収支過不足がマイナスになり、令和15年には財政調整基金残高がマイナス7,700万円、累積収支もマイナスになるとの試算が示されています。

そのような状態に陥らないようどのような展望を持っているのか、改めて菊井村政のビジョンについてお伺いします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 私の思う本村の将来ビジョンにつきましては、選挙時から申し上げましたとおり、村民とともにつくる安心して暮らせるむらづくりを進めることだと考えております。

そして、その実現のために5項目の基本的な考え方、子どもに優しく温かいむらづくり、福祉・医療が充実したむらづくり、安全・安心で住みよいむらづくり、産業の振興で活気あふれるむらづくり、行政改革で持続可能なむらづくり、これらを一步一步確実に進めていくことが10年後、20年後を見据えた村づくりになるものと考えております。

財政シミュレーションのほうでは令和15年度に基金が枯渇する見込みですが、安定的な財政基盤を維持するため、企業誘致による税収増や受益者負担の適正化など、歳入の確保、事務事業の見直しなど、歳出を抑制し、財産の適正管理と有効活用を進め、さらなる行財政改革を推進し、持続可能な行政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。よろしくお願いします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 私の思う千早赤阪村の将来ビジョンを今述べられましたが、同じ答弁内容を繰り返してるだけで、一般質問の冒頭に申し上げたとおり、具体的なイメージは伝わってきておりません。また、これに関しては村民の皆様にも伝わっていない可能性があります。

また、財政に関して答弁された内容はそれぞれ間違ったことではないと思いますが、具体的な内容を伴っていないため、本当に令和15年の財調基金の枯渇という事態を回避で

きるのか、甚だ疑問であると思います。

例えば、企業誘致による税収増とはどの地域にどれぐらいの規模の企業を何社ぐらい誘致するのか、これによりどれだけの税収増が見込まれるのか、受益者負担の適正化ではどうなのか、事務事業の見直し、財産の適正管理と有効活用を、何を進めようとしているのか、またこれによって得られる経費削減効果など、何ひとつとして具体的な中身がありません。

結局、これも菊井村長が明確な将来ビジョンを持っていない、また示されないというところに話が戻ってしまいますが、これ以上やり取りをしても何ら得られることがなさそうなので、この質問についてはここで打ち切り、次の質問に移ります。

以上、要望として終わらせてもらいます。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 3問目、令和6年度の退職者についてお伺いします。

菊井村長就任以降、入庁年次の浅い職員が年度途中で退職しています。その後、何名かの職員が採用されていますが、今年に入っても複数回採用試験が実施されています。来年度当初には組織改編も行われますし、そのために必要な人員の確保は非常に重要なことです。そのための採用試験だと認識しておりますが、それ以上に退職者があつては欠員状態で新年度を迎えることになってしまいます。

そこで、今年度末に退職される職員がおられるのかをお伺いします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、ご答弁申し上げます。

現時点での採用予定者を考慮しても欠員が見込まれるため、現在職員の採用試験を行っております。

そして、年度末の退職予定者につきましては4名でございます。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 たしか先週2月27日に採用試験の最終結果が出ており、合格者なしとなっていました。それで欠員状態は解消されるのでしょうか。また、今答弁のあった4名というのは定年退職者を除く人数なのか。そうであれば、年度途中で退職された3名と合わせて7名の定年前の職員が村を去られることになります。

その理由についてはもちろん個々の事情があつてのことだと理解していますが、今それ

を詳細に答えてもらう必要はありませんが、その一つの要因として、職場環境の問題はなかったのでしょうか。

菊井村長は所信表明でも働きがいのある風通しのよい職場づくりを行うことが必要不可欠と言われていましたが、この8か月間でどこまで達成できたとお考えなのか、村長ご自身の認識をお伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 採用試験を行いながら合格者がおられなかったことにつきましては、非常に残念であります。随時職員の採用試験を実施し、欠員解消に努めてまいりたいと考えております。

また、退職者につきましては、定年退職者を除く人数でございます。職員が退職する要因としましては、規模の大きな行政体でステップアップしたいとの思いから、国や他の大きな自治体に転職をされる方が多く、人材不足から中途採用など積極的に採用試験を行っている自治体が多数ある状況でございます。これは本村だけではなく、近隣市、町においても同様の傾向であると聞いております。

そして、風通しのよい職場とは、職員同士がコミュニケーションを取りやすく、快適に働ける職場であると考えております。

就任後、今まで行っていない全課長出席による幹部会を毎月1回開催し、各課の問題点や情報交換を行うなどの取組を行っております。また、主事から管理職まであらゆる役職の職員を対象にコミュニケーション研修を実施し、意識改革に取り組みました。

風通しのよい職場づくりは一つの改善で急に変わるということも難しいのではないかと考えておまして、今後も引き続き風通しのよい一体感のある職場づくりに努力してまいりたいと考えております。よろしくお願いします。

○千福議長 再質問を許可します。

服部議員。

○服部議員 今ご答弁いただきましたが、合格者がいなくて非常に残念とは何と人ごとみたいな答弁なのかと感じました。

また、私が聞きたいのは、個々の退職理由ではなく、職場環境の問題も一つの要因ではないのか、そして職場環境改善に向けて風通しのよい職場づくりを進めるという菊井村長として、その達成度をどう見ているのかということです。

村長は就任時の挨拶で、職員から村長に肩書は変わりますが何か気になることや苦言などがあれば遠慮なく言っていただき、フラットな関係でコミュニケーションを図ってまいりたいと述べています。それでいて、その風通しのよい職場づくりに向けてやったこと

は、毎月1回の幹部会や参加人数が30名程度のコミュニケーション研修だけと聞いております。

一つの改善で急に変わらないのは分かっておりますが、村長が取り組むと言っていることから、これまで何をしてきたのか、そしてその結果、どこまでの達成度をやれたのかを改めて伺います。もう一度ご答弁よろしくお願いします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 先ほどの私の合格者がいなかったのは非常に残念であるとの答弁に対しまして、現在服部議員から他人事のような答弁だのご指摘をいただきました。

職員採用試験につきましては、1次試験、2次試験、3次試験と担当課である秘書企画課の職員だけではなく、他の課の課長、部長など本当多くの幹部職員が休日出勤をしていただき、試験官となって採用試験に携わっていただいております。

そして、単に欠員が出たから補充するということではなく、やはり長い年月にわたって村政を担っていただく職員を選考しますので、試験官は細心の注意を持って面接に臨んでおります。また、試験内容も必要に応じて変更するなど、本当に採用試験には多大な労力がかかっているのは、私自身の行政経験からも痛感しております。

そして、採用試験は役場にとってもそうですが、やはり受験者にとっても非常にその可否ちゅうのは大変重要なことでありますので、決して他人事のような発言で発言させてもうたような状況ではございません。

それと、あと次に風通しのよい職場づくりを率先して行うちゅうことは、やはり任命権者であります私の使命でございます。村長就任後、すぐに課長以上の幹部会を設けまして、各課の課題や情報を共有する場を設けました。まだまだ各部、各課の連携など問題点はありますが、引き続き幹部会を活用しながら円滑な村政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

そしてまた、私自身、自分の時間よりもできる限り職員さんとのレク、そして打合せ、そして決裁などを最優先させてもらい、各課の業務が円滑に回るように心がけております。そして、時間の許す限り、各課、くすのきホール、保健センターも含めまして、各課を回り、各課の状況を把握するよう日々心がけておるような状況でございます。

そして、議員ご指摘のコミュニケーションの研修でございますが、参加者については職員の3分の1の30人が参加してくれたことにつきましては成果があったことだと思っております。

またそして、風通しのいい職場環境づくりには、やはり議員先生方との関係性も非常に重要であると考えておりまして、日頃から千福議長さんをはじめ議員の皆様とも日頃から

情報を共有させていただくように心がけております。そしてまた、議会の議員協議会にも積極的に出席させていただき、円滑な村政運営が図れるよう今後も努めてまいりたいと考えております。

そしてまだ就任8か月でまだまだ道半ばでございますが、確実に一步一步風通しのよい職場づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○千福議長 要望をお受けします。

服部議員。

○服部議員 ご答弁ありがとうございました。

最後の再々質問に関しましては、村長が熱い思いを語っていただいたということで、前の2問と比較して、より具体的にお答えいただいたということで受け取りました。

ただ、先ほど言われたとおり、先ほどの2問に対しては就任当初から何も変わらない具体性に欠ける答弁の繰り返しや、こちらが聞いていることに対して全く答えていない答弁ばかりで、実には無責任で不誠実な対応だと感じております。果たしてこれが菊井村長のいう真つ当な村政運営なのかということを強く指摘して、私の一般質問を終えます。ご清聴誠にありがとうございました。

○千福議長 ここで休憩といたします。

11時35分から再開いたしますので、よろしくお願いします。

午前11時23分 休憩

午前11時35分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

第4番目の質問者、徳丸議員、1問目の質問を許可します。

○徳丸議員 議席番号4番、日本共産党徳丸初美です。議長通告に基づき、一般質問を4問します。

1問目、道の駅周辺整備について。

千早赤阪村の道の駅には、遠方からの利用者、家族連れや動物を連れての利用者をよく見かけます。リピーターもある中で、より充実した道の駅周辺の施設整備が望まれます。利用者に再び訪れてみようと思ってもらうには、今のままではなかなか難しいと思われます。

住民の中にも村の中で安全に伸び伸び遊べる場所が欲しいという声を聞きます。ほかにない千早赤阪村の自然を感じられる遊び場をつくってほしいと思いますが、考えを伺います。

○千福議長 答弁者、池西村政戦略部長兼産業建設部理事。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 道の駅と周辺環境整備についてご答弁申し上げます。

道の駅ちはやあかさかは、情報発信の拠点として休憩施設を併設し、また地域で生産した農産物を販売する直売所として活用するなど、村外から多くの人が訪れることから、村の魅力発信拠点の場となっています。

しかしながら、売店、駐車場等の老朽化、新たな農産物売場の確保などが課題となっています。

議員ご指摘の点についても、村にとってどのような整備が最適なのか、今後村民や関係機関と議論をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

何より大阪府唯一の村、そのブランドを生かしてお金をかけずに村でないとできないこと、村だからできることを最大限に生かして、村内村外の子どもたち、家族連れの方たちが千早赤阪村の自然を感じて伸び伸び遊べる遊び場を早い時期に作ってほしいと思います。

なぜなら、子どもたちはすぐに大きくなります。村内に小さな公園は各所にあっても、車を止めて時間を気にせず遊べる遊び場はありません。

千早赤阪村が子育てに力を入れているというアピールにもなります。今の時代、SNSで拡散されると千早赤阪村に行ってみようと思う人が出てくることを期待し、要望します。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 2問目、村道の中央線や路側線の補修について。

村道については、中央線や路側線が消えたり、見えにくくなっているため、中央線を超えて走行する車両も少なくありません。非常に危険だと思われます。補修についての考えを伺います。

また併せて、府道についても同様の箇所が見られますが、大阪府に対し、強く要望していくべきだと思いますが、村の考えを伺います。

○千福議長 答弁者、日谷総務部長兼産業建設部理事。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 村道の中央線や路側線の補修についてご答弁いたします。

村道に設置されている中央線や路側線につきましては、舗装の老朽化や埋設管敷設跡など、舗装工事の際に併せて実施しているのが現状でございます。

村では、中央線や路側線のための工事の実施はいたしておりませんが、現地の状況などから、中央線や路側線の補修を実施しないと危険であると判断される場合は工事实施の検討が必要であると考えます。

また、国、府道につきましても同様に、危険であると判断した際には大阪府に要望してまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 東阪から役場あたりまで水道工事が進み、埋め戻しがされています。その跡をどのような道路補修になるのか伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、日谷理事。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 ご質問の道路につきましては府道となりますので、道路管理者は大阪府、水道工事につきましては大阪広域水道企業団が実施しております。

道路の復旧につきましては、その両方で協議し、決定されるものと考えますが、千早赤阪水道センターからは基本的に現況復旧を行うもので、舗装復旧については水道管が埋設された斜線部分の舗装復旧を行い、もともと設置されている路側線等につきましても復旧すると聞いております。

また、舗装復旧が反復となりますが、中央線については復旧範囲内外を問わず復旧すると聞いております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

道路の半分は新しくなると今お聞きしましたが、役場の前の府道は金剛山への登山者が多く利用されることもあり、道路の傷みが目立ちます。年数をあまり空けることなくあとの半分も舗装してもらえよう大阪府に強く言っていただき、併せてその時期も聞いてほしいと思います。要望です。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 3問目、公共交通空白地域と役場への移動手段について伺います。

免許証を返納する方が増えていて、役場やくすのきホールなどの公共施設への移動に困っている方が多くなっています。公共交通空白地域と役場のアクセスを検討してほしいと思いますが、役場の考えを伺います。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、公共交通空白地域と役場への移動手段についてご答弁いたします。

本村の地域公共交通については、金剛バスの事業廃止に伴い、令和5年12月から代替措置として4市町村でコミュニティバスを運行している状況でございます。今後も引き続き今年度において策定します4市町村の広域版の地域公共交通計画を基本に、持続可能な地域公共交通の確保に努めてまいります。

まず、それで公共交通空白地対策につきましては、平成27年度に乗用車によります定時定路線型運行の実証実験、平成28年度にワンボックスによります定時定路線運行及びデマンド方式の実証実験を行うなど、これまでも様々な検討を進めてまいりました。

その結果などを踏まえ、現在においては75歳以上の高齢者や妊婦の方などを対象に、1か月当たり500円の利用券を2枚交付する地域公共交通利用助成事業を実施しているところでございます。

今後におきましては、金剛バスの事業廃止により、公共交通事情が大きく変化していることから、現状を踏まえつつ、公共交通の維持確保のための様々な手法を模索するなど、引き続き将来にわたって利用できる持続可能な公共交通体系の構築を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 特に村の人口の半分を占める小吹台地区は、ほかの地域と同様、年々高齢者が増えております。小吹台と役場との移動手段についての村の考えを伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 小吹台と役場との移動手段につきましては、現在地域間を結ぶ公共交通などの移動手段はなく、主として車での移動となっております。

しかし一方で、高齢化の進展による免許返納などにより車での移動ができず、高齢者の移動手段がさらに難しくなることも予想されます。

このような状況を踏まえ、今後このような地域間における移動手段についても検討していく必要があると認識しております。

これらの課題を検討するには、やはり地域間のバランス、特に小吹台地区においては移動手段の充実による小吹台連絡所の在り方、そして村財政への影響などに留意しつつ、より効率的かつ効果的な村政運営が図れるよう検討する必要があります。

今後とも議員の皆様と情報を共有し、意見交換しながら、これらの課題解決に向けて積極的に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

交通手段がなくなり、家から出なくなると、急速に体が弱まります。出かけて、人と話して動くことで、体力も維持できます。健康な人が増えれば、病院にかかる人も少なくなり、村にとっても喜ばしいことです。地域の住民の声を丁寧に聞き取り、より利用しやすい移動手段を早急に考えてほしいと要望します。

○千福議長 4問目の質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 4問目、通学路の安全について。

通学路にグリーンベルトのない場所やグリーンベルトはあるけれども、側溝にグレーチングがない箇所があります。

その件について、通学路の安全確保を聞きたいと思います。

○千福議長 答弁者、森田教育委員会理事。

○森田教育委員会事務局理事 通学路の安全をについてお答えをいたします。

村立学校においては、日頃から教職員による通学路の危険箇所の点検を行っており、危険箇所を発見した場合には道路管理者に改善の要望を行うなど、安全確保に努めています。

また、児童・生徒には定期的に通学指導を行うとともに、小学校においては教職員が児童とともに登下校したり、警察署員による交通安全教室を実施いただくなど、通学指導も実施しています。また、小学校では安全見守り隊の皆さんや、地域のボランティアの皆さんのご協力により、登下校時の見守り活動を実施いただいております。

今後も学校はもとより、地域や関係機関など、ご協力いただきながら、通学時の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 くすのきホールから役場までの水分延命寺線には、グリーンベルトは引かれています。側溝にグレーチングがない箇所があります。道路管理者として今後の対応について伺います。

○千福議長 答弁者、日谷産業建設部理事。

○日谷総務部長兼産業建設部理事 通学路の安全についてご答弁いたします。

通学路のグリーンベルト設置につきましては、学校などから要望を受けまして道路管理者が設置について検討し、必要な場合、設置をするものでございます。

側溝への蓋かけでございますが、側溝の主な役割として雨が降った場合に路面にたまった水を排水するもので、幅員が非常に狭い狭小で車両通行のためやむを得ない場合などの際には蓋の設置を行っておりますが、側溝に対して蓋かけを積極的には設置しているものではないです。

議員ご質問の村道水分延命寺線の側溝は、道路側溝と農業用水路としての機能を有しておりますので、維持管理は道路管理者と水路管理者の双方が連携して行っている状況でございます。

また、現道の勾配が急で、設置後にずれや隙間など等の発生も考えられ、まず蓋設置の必要性、維持管理方法、蓋設置後の危険性などの検討や管理者との協議が必要と考えます。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 要望をお願いします。

先日、通学途中の道路に落ちていたつるに足を取られてこけてしまい、頭を打った児童がいてると聞いております。子どもはどんなところでけがをするか、計り知れません。

水分延命寺線の側溝については、維持管理は道路管理者と水路管理者の双方が連携して有しておられるということをお聞きしました。子どもたちの安全のための話合いをしていただき、その結果も知らせていただきたいと思います。

千早赤阪村は小さな村です。結果はどうであれ、住民の声が役場に届いたことを住民が感じられれば風通しもよくなり、役場との信頼関係も生まれ、居心地のいい村になると思います。要望して終わります。

○千福議長 ここで休憩いたします。

13時からの再開といたしますので、よろしくお願いします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き一般質問を再開します。

第5番目の質問者、吉田議員、1問目の質問を許可します。

○吉田議員 議席番号5番、吉田昭之、議長通告により質問をさせていただきます。質問のほうは3問ございます。あえて端的に質問させていただきます。

まず、第一の質問なんですが、タクシー券の拡充について。

現在、タクシー券は75歳以上の村民の方が申請することにより交付されていますが、今後公共交通の利用を増やし、学生や仕事に出ている方がバスの時間等により家族等の方が送りを行ったりしている住民負担の軽減のため、交付条件以外の一般家庭の方が申請されても交付されるようにできないかをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、タクシー券の拡充につきましてご答弁申し上げます。

現在、本村におけます地域公共交通対策につきましては、村を含む4市町村地域公共交通活性化協議会において、金剛バス廃止に伴う代替措置としまして、コミュニティバスを運行し、その確保、維持に努めるとともに、日常生活の利便性と住民福祉の向上を確保することを目的とした地域公共交通利用助成事業を平成30年度から75歳以上の方や免許を返納された方など、移動手段の確保が困難な方を対象に実施しております。

そのような中、タクシー券の対象者の拡充につきましては、財政状況などを踏まえ、直ちに事業を拡充することが困難ですが、今後本村の様々な地域公共交通政策を検討する上で、まずは本事業が最も有効な方策となるものかどうかなど、財政状況も勘案しながら総合的に検討を重ねるとともに、その検討の中でさらなる拡充の必要性なども検討すべきものと考えております。

また、公共交通の利用増加策では、令和7年度に4市町村地域公共交通協議会におきまして現行のコミュニティバス運行の確保維持のための利用促進策についても本格的に検討を進めていくことになっております。本村としましても、利用を促進するための支援として、通学における定期券補助制度などの創設などの検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

吉田議員。

○吉田議員 要望をお願いいたします。

答弁ありがとうございました。ご答弁いただいた中に、通学における定期券補助の創設などを検討していただけるということに対して、子育て世代にはすごくありがたいことだと思います。また、さきに述べましたタクシー券の拡充についても、住民負担が軽減できるように前向きにこれからも考えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

吉田議員。

○吉田議員 それでは、2問目、質問させていただきたいと思います。

質問内容は、未来協議会についてでございます。

本村は、太子町、河南町とともに、南河内2町1村の未来協議会を設置していますが、その中で広域連携部会と合併部会の進捗状況を教えていただきたいので、よろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、未来協議会につきましてご答弁申し上げます。

協議会では2つの各部会を設置し、広域連携部会では専門人材確保と採用試験の共同実施、公共施設の適正化配置としまして、給食センターの将来的な集約化の検討、事務の共通化、共同化として、入札参加のための事業者登録事務の共同実施の検討、地域の活性化として移住・定住フェア2024の実施など、2町1村が連携して取り組んでまいりました。

そして、合併部会のほうでは2町1村の現状や課題、人口等の将来予測について整理し、住民の理解促進に向け、ホームページや広報紙で住民に向けた情報発信を行いました。また、地域の現状や将来像について、住民の皆さんとともに、地域の未来を考えるための住民アンケートのほうも実施しました。

今後も2町1村の将来の在り方について、さらに議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

吉田議員。

○吉田議員 すいません、要望をお願いいたします。

先ほど答弁のほうありがとうございました。

まず、合併部会が設置されたということは、2町1村の合併も視野に入っていると思いますが、村の皆様の未来のため、また村民の方の意見を重視した上で進めていくことを要望いたします。よろしくお願いいたします。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

吉田議員。

○吉田議員 まず、若い世代との意見交換について質問させていただきたいと思います。

若い世代の子どもたちは、大人の固定観念を覆すような斬新な考えを持っています。今後、千早赤阪村のためにも若い世代の意見を取り入れていかなければならないと思います。

そのためにも、村と若い世代の交流の場をつくっていただきたいのですが、村のお考えをお伺いしたいと思います。答弁のほうよろしくお願いいたします。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 若い世代との意見交換につきましてご答弁申し上げます。

村政を進めていく中で、若い人の意見を聞くことは大変重要だと考えております。若者にとって千早赤阪村がどういった村であれば住みたいのか、千早赤阪村がもっと好きになるのか、そして具体的にどうすれば村に住みたいと思う若者が増えるのかなど、若者の率直な声を聞かせていただきたいと思います。たくさんのご意見をぜひ聞かせていただき、若者と一緒にこれからの村を考えてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○千福議長 再質問を許可します。

吉田議員。

○吉田議員 要望でお願いいたします。

ご答弁のほうありがとうございました。

私も小吹台の夏祭りで若い世代と交流をさせていただき、たくさんの方の意見と、あとすごいパワーをいただきました。今後の村の発展には若い力が必要です。ぜひ若い世代の意見を取り入れて、より村づくりに力を注いでください。

以上となります。

そして、最後になりますが、今回質問したことについて、私も言ったことにはこれからも尽力していきたいと思いますので、村長及び役場の方のまたご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。これで質問を終わらせていただきます。

○千福議長 第6番目の質問者、藤浦議員、1問目の質問を許可します。

○藤浦議員 議席番号7番、平政会、藤浦稔です。

議長通告に基づき、3問質問させていただきます。

まず初めに、災害備蓄状況についてです。

報道機関の情報によると、政府は自治体に対し、災害備蓄状況の公表を義務づける方針であり、災害対策関連法改正に盛り込まれる見通しであるとのことでありました。定期的な公表を課すことで自治体の備蓄状況を透明化し、昨年度の能登半島地震で課題となった災害時の避難生活の環境改善を進める狙いがあるそうです。

そこで、改めて本村の災害備蓄状況と公表の対応を伺います。

一番最初に「災害警備状況」と言いましたが、「災害備蓄状況」の間違いです。よろしくをお願いします。

○千福議長 答弁者、池西村政戦略部長兼産業建設部理事。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 災害備蓄状況はについてご答弁申し上げます。

本村では、南海トラフ巨大地震発生後に予測される避難所生活者数を最大306名と設定し、大阪府域救援物資対策協議会において検討した共通の備蓄品目と数量を3日間分確保するとともに、適正な管理に努めているところです。

公表への対応につきましては、これまで決算概要調書において年度末時点の主要な備蓄品の数量を議会へ報告させていただいておりましたが、村ホームページや広報紙において公表することを考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

状況についてはよく分かりました。能登半島地震では、避難所生活におけるトイレや炊事などの課題があったと聞いております。私の経験でもトイレが一番大変だと思っております。

そこで、村ではどのような対策を考えているのか、また備蓄品はふだんは倉庫へ保管したままとなっていると思われませんが、平時の稼働点検とはどのようにされているのか伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 ご指摘のとおり、避難所においてはその運営に様々な課題が生じていることを把握しております。

とりわけ、トイレの排せつ物処理問題が取り沙汰されております。村においては、簡易トイレを避難所に備蓄しておりますが、排せつ物の処理を衛生的かつ容易にする自動ラッ

プ式トイレを導入いたしたく今議会で補正予算を計上させていただきました。また、大阪府からも災害用の簡易水洗トイレを7基配備いただける予定となっております。

さらに、避難所における炊事において、一度に100人分の炊飯が可能なキッチンコンテナセットを配備いただけるよう大阪府に要望をしております。

これらの機械は、定期的に稼働点検を行うとともに地域の避難訓練や防災訓練などで実際に住民の皆さんに体験いただける機会を設けれるよう、各自主防災組織にご協力をお願いしたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 いろいろ考えていただいて大阪府にも要望しているとのことなので、要望をお願いします。

災害から生命、財産を守るためには、自治体等が行う公助と住民一人一人の自覚に根差した自助の精神が重要なことは言うまでもありません。千早赤阪村は高齢化が進み、自助で難しい面も多々ありますが、継続的な地域防災活動を維持できるよう、新しい体制で地域への支援をしっかりとお願いすることを要望しておきます。

○千福議長 2問目の質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 2問目、令和6年度千早赤阪村農業施策に関する意見書の対応について伺います。

令和6年12月に村農業委員会から令和6年度千早赤阪村農業施策に関する意見書が提出され、内容は本村の農業施策の現状と課題を踏まえた今後の対応策などを意見されたと伺っております。

なお、私も昨年12月議会では地域計画の進捗状況についてを一般質問し、村の状況などを伺いましたが、このたびの意見書の概要と、この意見書を踏まえ、今後の村の農業政策の対応を伺います。

○千福議長 答弁者、池西村政戦略部長兼産業建設部理事。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 令和6年度千早赤阪村農業施策に関する意見書への対応はについてご答弁申し上げます。

意見書については、農業委員会法第38条に基づき、地域計画策定後の推進体制の維持強化、基盤整備事業の推進、有害鳥獣対策、農業者への営農指導、農業委員会事務局及び農政担当課の体制強化の5項目について意見書が提出されました。

村としてもこの5項目については直面した課題であると認識しております。今後、農業委員会と意見交換を開催し、連携を図りながら本村の農業課題の解決に向け、共に取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

再質問ですが、農業委員会から提出された意見書は地域農業者の声であり、村としても同様の考えでありました。令和7年度からの具体的な取組について伺います。

○千福議長 再質問の答弁者、池西理事。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 地域計画策定後の推進体制の1、強化では、認定農業者を支援する補助事業について、従来大阪版認定農業者支援事業の3分の1補助のみでしたが、村独自の上乗せとして、さらに3分の1を補助いたします。

基盤整備事業の推進では、以前に農業者や藤浦議員からも要望のありました農業施設整備事業について、これまでの原材料支給に加え、さらに労務費の一部を補助できるよう拡充します。

有害鳥獣対策では、農業者の負担軽減として農作物等被害防止柵設置補助金の上限額を拡充いたします。

農業者への営農指導では、農業専門員について、農家の栽培技術の向上を図る身近な相談役としての役割は非常に重要であることから、今後も引き続き雇用いたします。

農業委員会事務局及び農政担当課の体制強化では、限られた人員を最大限に生かせるよう、今後も引き続き職員の知識、資質の向上に取り組みます。

今後も農業委員会や実行組合長会をはじめとする関係機関と連携を図りながら農業施策の充実に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 ただいまの答弁で、関係機関と連携するとの答弁をいただきましたので、要望に切り替えます。

農業施設整備事業を充実していただけることに感謝します。今後も農業委員会と意見交換しながら課題解決に取り組んでもらいたいことを要望して終わります。

○千福議長 3問目の質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 3問目、村国民健康保険診療所についてですが、村国民健康保険診療所の指定管理者に医療法人正清会を指定しました。医療法人正清会は、金剛病院や訪問看護ステーション、デイサービスなど、医療から介護、在宅生活に至るまで様々なサービスを提供されておられ、正清会のような法人に診療所をしていただけることは村としても心強い限りであります。

しかし一方では、本村は人口減少が著しく、年々村診療所を受診する者が減少していることもあり、長きにわたって安心した医療サービスが提供できるのかという心配もあります。

金剛診療所の運営をどのように考えておられるのか伺います。

○千福議長 答弁者、菊井村長。

○菊井村長 それでは、国民健康保険診療所につきましてご答弁申し上げます。

国民健康保険診療所の指定管理につきましては、1月15日に議決いただいた後、協定の締結に向け、現在細部の協議を行っているところでございます。

診療科目につきましては、現状の内科に加えまして、整形外科や神経内科、認知症専門外来などの新たな診療科目や土曜診療なども検討していただいております、これまで以上に充実した医療サービスを提供できるものと考えております。

また、医療法人正清会は現在富田林市内におきまして、金剛病院をはじめ、デイサービスやケアプランセンター、訪問看護ステーションなど様々なサービスを一貫して提供できるよう地域包括ケアシステムを構築し、法人運営をされております。

本村においても、これらの施設と連携して、医療から介護、そして在宅生活に至るまで、より地域に根差した医療体制を構築していただけるものと期待しているところでございます。本村としましても、今後とも長期間にわたりまして安定した医療サービスが提供できるよう協力してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 答弁ありがとうございます。

現状の内科、小児科に加え、新たな診療科目を検討していただいているということは村民にとっては喜ばしいことだと思っております。

診療時間や診療日はどのように考えておられるのかお伺いします。

○千福議長 再質問の答弁者、菊井村長。

○菊井村長 診療時間につきましては、午前診療はこれまでと同様に9時から12時までを予定しております。加えまして、土曜日の午前診療も行う予定で調整を行っております。午後診療と訪問診療につきましては、時間帯と曜日の変更をしているところでございます。診療日につきましては、診療科目により担当医師が変わることにもなりますので、例えば例としまして、月曜日は内科、火曜日は整形外科というような、曜日ごとに診療科目が変わることになると考えております。

細部につきましてはまだ現在協議中でございますので、内容が確定次第、広報やホームページなどを通じて村民の皆様にも情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○千福議長 再質問を許可します。

藤浦議員。

○藤浦議員 それでは、要望をお願いします。

これからの人口減少時代を考えると、村民だけを対象にしては診療所の運営も厳しくなるのではと予測しております。

新しい診療科目もやっていただけるということですので、近隣の自治体からも来ていただけるよう、村もしっかりとPRしていただきたいと思います。

受診者が増えることにより、安定的な診療所運営ができるようになると、それが村民の利益につながることもなります。その点を踏まえ、しっかり対応していただけるように要望して終わります。ありがとうございました。

○千福議長 これで一般質問を終了します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会といたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後1時29分 散会

令和7年第1回千早赤阪村議会定例会（第3号）

1. 招集年月日

令和7年3月19日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席議員

1番 千 福 清 英

4番 徳 丸 初 美

2番 井 上 浩 一

6番 田 村 陽

3番 服 部 幸 令

7番 藤 浦 稔

4. 欠席議員

5番 吉 田 昭 之

5. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村 長 菊 井 佳 宏

健康福祉部長 中 野 光 二

村政戦略部長兼産業建設部理事 池 西 昌 夫

教育委員会事務局理事兼教育課長 森 田 洋 文

総務部長兼産業建設部理事 日 谷 順 彦

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 柏 原 美 佳

議会事務局書記 土 井 達 也

7. 議事日程

日程第 1 議案第 7号 千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 2 議案第 8号 千早赤阪村職員定数条例の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第 9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 4 議案第10号 千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正について（委員長報告）

日程第 5 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の改正について（委員長報告）

日程第 6 議案第12号 職員の旅費に関する条例の改正について（委員長報告）

告)

- 日程第 7 議案第 13 号 千早赤阪村国民健康保険条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 14 号 千早赤阪村下水道条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 15 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 10 議案第 16 号 千早赤阪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 11 議案第 17 号 令和 6 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 13 号）（委員長報告）
- 日程第 12 議案第 18 号 令和 6 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）（委員長報告）
- 日程第 13 議案第 19 号 令和 6 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 6 号）（委員長報告）
- 日程第 14 議案第 20 号 令和 6 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（委員長報告）
- 日程第 15 議案第 21 号 令和 6 年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第 1 号）（委員長報告）
- 日程第 16 議案第 22 号 令和 7 年度千早赤阪村一般会計予算（委員長報告）
- 日程第 17 議案第 23 号 令和 7 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 18 議案第 24 号 令和 7 年度千早赤阪村介護保険特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 19 議案第 25 号 令和 7 年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算（委員長報告）
- 日程第 20 議案第 26 号 令和 7 年度千早赤阪村下水道事業会計予算（委員長報告）
- 日程第 21 地域公共交通対策特別委員長報告
- 日程第 22 議案第 27 号 令和 6 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 14 号）
- 日程第 23 議案第 28 号 千早赤阪村議会委員会条例の改正について
- 日程第 24 議案第 29 号 千早赤阪村議会の個人情報の保護に関する条例の改正について

日程第 25 議案第 30 号 性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見
書について

日程第 26 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

日程第 27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

追加日程

日程第 1 議案第 31 号 令和 7 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 号）

午前１０時００分 開議

○千福議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は６名です。吉田議員につきましては、体調不良のため欠席されています。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

まず初めに、３月１４日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 去る３月１４日に開催しました議会運営委員会において、今期定例会に上程する議案の審議方法を審査しましたので、報告をいたします。

まず、本日の付議案件は日程のとおり、委員長報告、議案第２７号から第３０号、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件、議会運営委員会の閉会中の継続審査の件です。

議案第７号から議案第２６号については、総務民生常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に文教建設常任委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、次に当初予算特別委員長から委員長報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行ったのち、１議案ごとに討論、採決を行うことに決しています。

日程第２１、地域公共交通対策特別委員長報告については、服部委員長から今までに開催されました会議の報告の件です。

議案第２７号から議案第３０号は、本会議において審議していただくことに決しています。

次に、日程第２６、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件の採決を行います。

最後に、日程第２７、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件の採決を行います。

以上でございます。

○千福議長 ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第１、議案第７号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についてから日程第２０、議案第２６号令和７年度千早赤阪村下水道事業会計予算までの２０件を一括議題とします。

各議案は、３月４日の本会議において各常任委員会、当初予算特別委員会に付託しましたので、その結果を順次報告願います。

まず初めに、総務民生常任委員長の報告を求めます。

徳丸総務民生常任委員長。

○徳丸総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をします。

去る３月４日の本会議において付託を受けました議案１２件の審査を行うため、３月６日に菊井村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名出席のもとに開催しました。

議案第７号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決しました。採決の結果、議案第７号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第８号千早赤阪村職員定数条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第８号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第９号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第９号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第１１号一般職の職員の給与に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第１１号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第１２号職員の旅費に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審議を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第１２号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第１３号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第１３号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第１５号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についての審査結果を報告

します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第15号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第16号千早赤阪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第16号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）総務民生常任委員会所管分の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果は、賛成5人、反対1人の賛成多数で議案第17号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第18号令和6年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第18号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第19号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第6号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第19号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第20号令和6年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けた後、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結した後、採決をしました。採決の結果、議案第20号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、文教建設常任委員長より報告を求めます。

田村文教建設常任委員長。

○田村文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告をします。

去る３月４日の本会議において付託を受けました議案４件の審査を行うため、３月６日は菊井村長ほか関係職員の出席を求め、委員７名出席のもとに開催しました。

議案第１０号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第１０号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第１４号千早赤阪村下水道条例の改正についての審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第１４号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第１７号令和６年度千早赤阪村一般会計補正予算（第１３号）文教建設常任委員会所管分の審査の結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果は、賛成４人、反対２人の賛成多数で議案第１７号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第２１号令和６年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第１号）の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第２１号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧くださいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

続きまして、当初予算特別委員長より報告を求めます。

田村当初予算特別委員長。

○田村当初予算特別委員長 それでは、当初予算特別委員会報告をいたします。

去る３月４日の本会議において付託を受けました議案５件の審査を行うため、３月１０日、３月１１日は菊井村長ほか関係職員の出席を求め、委員６名出席のもとに開催しました。

議案第２２号令和７年度千早赤阪村一般会計予算の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第２２号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第２３号令和７年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第２３号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第２４号令和７年度千早赤阪村介護保険特別会計予算の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第２４号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第２５号令和７年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算の審査結果を報告いたします。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第２５号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第２６号令和７年度千早赤阪村下水道事業会計予算の審査結果を報告します。

提出議案について詳細に説明を受けたのち、質疑に入り、慎重に審査を行い、質疑を終結したのち、採決をしました。採決の結果、議案第２６号は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日委員会記録をご覧ください

たいと思います。

以上で委員長報告を終わります。

○千福議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第7号千早赤阪村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号千早赤阪村職員定数条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号千早赤阪村報酬及び費用弁償条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号一般職の職員の給与に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号職員の旅費に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１３号千早赤阪村国民健康保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第１３号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１４号千早赤阪村下水道条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第１４号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１５号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第１５号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第１６号千早赤阪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論あり」の声あり）

○千福議長 討論があります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者から発言を許可します。

服部議員。

○服部議員 それでは、議案第17号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第13号）に反対の立場で討論を行います。

本議案において款、農林水産業費、項、農業費、目、農業振興費の農業用施設整備事業費1,834万3,000円が全額減額されております。当該事業に係る経過は委員会でも述べたので繰り返しません。昨年12月初旬に突然同事業は保留との説明があり、同年12月22日に開催された桐山地区住民説明会でも参加された住民が納得できる理由の説明は全くなく、今日に至るまで何の連絡もないままです。昨年の米不足問題もしかり、私自身も農業者の一人として村の基幹産業と言っても過言ではない農業を振興していく上で、農道整備は非常に重要で意義のある事業です。

そして、何より許されないことは、担当部長として地元住民と何度も話し合いをしながら1年半以上かけて進めてきた事業を突然、しかも全く理解できない村の財政状況という理由で一方的に打ち切る菊井村長のやり方であり、議員として到底承服できるものではありません。このまま本予算が議決されてしまうと、今後当該地区の住民が何を言っても、議会で決まったことだからと言われるだけになるのではないのでしょうか。菊井村長のマニフェストに言う、村民の思いを形にするとはいどの村民のことを指しているのでしょうか。

また、昨年からの繰り返しの発言になりますが、農道が整備されれば私を含め新規就農者が増え、結果雇用創出、移住・定住、空き家の利活用、ふるさと納税の返礼品開発へとつながっていく大事な事業であり、決して1地区の利益だけの事業ではありません。保留

を撤回し、桐山地区の農道整備事業を一刻も早く再開することを強く要望し、以上議案第 17 号に反対する討論とします。ご清聴ありがとうございました。

○千福議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

井上議員。

○井上議員 賛成の立場から発言いたします。

議案第 17 号令和 6 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 13 号）について賛成の立場から討論いたします。

令和 6 年度千早赤阪村一般会計補正予算の内容につきましては、先日行われた各委員会で担当課からの詳細な説明をいただきました。補正予算の内容の大半は、歳入歳出予算額の実績及び不用額に合わせた補正と退職手当を含む人件費による増や、住民にとって必要な福祉、保険の給付や認定こども園などの施設型給付負担金の増額などの必要不可欠な経費の増額であり、一定の評価をいたすものと考え、賛成討論といたします。

以上でございます。

○千福議長 ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないので、これにて討論を終結します。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成 4 名 反対 1 名）

○千福議長 賛成 4 人、反対 1 名。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号令和 6 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないので、これにて討論を終結します。

これより議案第 18 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 19 号令和 6 年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第 6 号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第１９号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２０号令和６年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第２０号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２１号令和６年度千早赤阪村下水道事業会計補正予算（第１号）に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第２１号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２２号令和７年度千早赤阪村一般会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第２２号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第２３号令和７年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論あり」の声あり）

○千福議長 討論があります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者から発言を許可します。

ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 議案第２３号令和７年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算に意見をつけて賛成の立場で討論を行います。

国保の値上がりは、本当に耐えられません。千早赤阪村はこれまでせっかく努力をして保険料を抑えてきたのに、大阪維新の会などが推進する統一保険料でとんでもない値上がりとなっています。もちろん制度上の問題ですが、それでも大阪府に対して、保険料を引き下げる財政的措置を取るよう強く求める姿勢が十分とは言えません。国にも国民皆保険制度を守るためにこそ、制度の見直しを強く求める必要があります。大阪府にも、引き続き高過ぎる国民健康保険料の引下げを強く求め、住民の暮らしを支える自治体としての役割をしっかりと果たしていただくことを強く求めて、意見をつけて賛成討論とします。

○千福議長 ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成５名 反対０名）

○千福議長 賛成５人、反対なし。賛成多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第２４号令和７年度千早赤阪村介護保険特別会計予算に対する討論に入ります。

す。

討論はありませんか。

(「討論あり」の声あり)

○千福議長 討論があります。これから討論を行います。

まず、原案に反対者の立場から発言を許可します。

ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

徳丸議員。

○徳丸議員 議案第24号令和7年度千早赤阪村介護保険特別会計予算に意見をつけて賛成の立場で討論をします。

基金は元はといえば保険料ですから、余った額は加入者に全てお返しするのが筋だと思います。何か必要な事業の計画があるのなら、保険料を支払っている加入者に説明する必要がありますし、ないのなら計画を立て、返せるお金はちゃんと返して保険料を引き下げる努力をするのが保険者の務めだと思います。何も利用することなく、亡くなられる方もおられます。だからこそ、余った額はできるだけ早く加入者に返すべきだと思います。そのことを強く求め、意見をつけて賛成討論とします。

○千福議長 ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないので、これにて討論を終結します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成5名 反対0名)

○千福議長 ありがとうございます。

賛成5名、反対なし。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議案第25号令和7年度千早赤阪村後期高齢者医療特別会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないので、これにて討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号令和7年度千早赤阪村下水道事業会計予算に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第21、地域公共交通対策特別委員長報告を議題とします。

地域公共交通対策特別委員長から今までに開催されました会議の報告を求めます。

服部地域公共交通対策特別委員長。

○服部地域公共交通対策特別委員長 それでは、地域公共交通対策特別委員会について報告します。

本委員会は、令和5年12月20日に金剛バス全路線廃止の発表を受け、同年12月21日以降の村の地域公共交通について集中して審議するため、同年11月9日の令和5年第4回臨時会に提案し、設置しました。以後6回の委員会を開催し、地域公共交通対策について審議し、また先進自治体への視察に行くなど積極的に活動してまいりました。

まず、1回目は同年11月28日に富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会の会議結果及び千早赤阪村地域公共交通協議会の会議結果報告についてなどを議題とし、村長をはじめ関係職員に出席いただき、開催しました。会議の結果を説明いただいたのち、千早赤阪村コミュニティバス運行に関する条例制定（案）の説明をいただきました。また、細部については規則に委任されているため、規則（案）などについても説明を求めました。4市町村地域公共交通活性化協議会が運行するバス全路線や村が主体となって運行する路線の説明、特に運行表や運賃、運賃の減免など詳しく質疑し、議会からも意見させていただきました。交通機関が廃止になるという緊急事態であったが、僅かな期間で通勤、通学等のために必要なバス路線を作成していただいたことに、感謝の意を述べさせていただきました。ただし、まだ多くの課題は残っています。引き続き調査していくことで会議を終了いたしました。

次に、同年１２月１５日に村の地域公共交通についてを議題とし、委員６名で会議を開催しました。住民アンケートの実施や視察乗車などの件を委員間で議論しました。また、バス路線以外の交通空白地域についても、今後調査研究していくべきとの声も上がりました。

令和６年３月２１日は、千早赤阪村地域公共交通計画（素案）についてを議題とし、村長をはじめ関係職員に出席いただき、開催しました。金剛バス全路線廃止後の課題を踏まえた地域公共交通計画（素案）を説明いただきました。本村は人口減少、超高齢化が進展すると想定される中、この問題でさらに加速されるということは容易に想定できました。本村の課題に対して、早急に対応していかなければならない公共交通空白地の問題、新たな交通手段の確保、スクールバス、診療所の送迎など役場内の連携、そして、今後この事業がどれほど村の財政に影響を及ぼすかなど質疑応答を行いました。

同年５月３１日は千早赤阪村地域公共交通計画（案）を議題とし、村長をはじめ関係職員に出席いただき、開催しました。４月に行われたパブリックコメントの内容、コミュニティバスの運行見直しスケジュール、４市町村地域公共交通活性化協議会が運営するコミュニティバスの愛称募集などの件について説明を受けました。運行ダイヤの見直しやパブリックコメントの手法などについて質疑応答を行いました。

同年９月１０日は、令和６年度第１回富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会について宇陀市への視察研修報告を議題とし、村長をはじめ関係職員出席の下、開催しました。４市町村の地域公共交通活性化協議会では、昨年度の決算、今年度の補正予算などが示されました。また、大阪・関西万博が閉幕したのち、大阪府では南河内で自動運転バスの導入を検討されている旨、説明を受け、質疑応答をしました。バス運転手の人材確保、経費削減の観点からも、自動運転バスを導入していただければ、財政的にも本村とっても喜ばしいことであります。

次に、議員と行政合同で宇陀市に視察に行った件を報告しました。宇陀市は地域公共交通対策がしっかりとされており、地域公共交通空白地対応など本村にとって参考になることが多く見られました。また、過去に自動運転実証実験もされており、課題などもしっかりと把握されておりました。行政と共に参加はいたしましたが、関係部のみならず他部局の職員にも研修内容を報告し、認識を深めていただく報告を行いました。

令和７年３月７日は、令和６年度第３回富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村地域公共交通活性化協議会についてを議題とし、村長をはじめ関係職員出席のもと、開催しました。令和７年度予算案、令和６年度補正予算案などの説明を受けました。住民の利用促進を図るため金剛ふるさとバスでの村タクシー券助成を対応してはどうか、毎年相当の経

費がかかるのであればもっと村の実情に合わせた地域公共交通を考えるべきでは、村として今後どのように地域公共交通問題に対処していくか、考えていくべきか議論しなければならないなど多くの質疑応答、意見ができました。

最後に、私が令和6年11月に宇陀市で行われた自動運転バスの実証実験の乗車体験について、ご報告させていただきました。乗り心地やカーブでの対応、障害物の発見など細かい点ですが改良点も分かりました。また、私が宇陀市で体験したバスは、レベル2から3だとお聞きしております。自動運転バスは日々進化していることなどを報告しました。

以上、6回の会議の報告でございます。

○千福議長 ありがとうございます。

以上でこの議題は終了します。

~~~~~

○千福議長 続いて、日程第22、議案第27号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 それでは、議案第27号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第14号）についてでございます。

本議案は、繰越明許費につきまして年度内に修繕に係る部品調達が困難なことから、年度内に業務完了が見込めないため、千早赤阪村防災用直流電源装置修繕業務を翌年度に繰り越すものでございます。ご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由並びに説明といたします。よろしくお願いいたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第27号に対する討論に入ります。

討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 討論がないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第23、議案第28号千早赤阪村議会委員会条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

藤浦議員。

○藤浦議員 提案者である吉田議員が体調不良で欠席のため、提案説明は私が代読させていただきますと思います。

○千福議長 承知いたしました。

藤浦議員、提案説明の代読をすることを許可します。

○藤浦議員 議案第28号千早赤阪村議会委員会条例の改正について地方自治法第112条の規定により提出します。

令和7年3月19日提出。千早赤阪村議会議長 千福 清英様。

提出者、千早赤阪村議会議員 吉田昭之。

賛成者、千早赤阪村議会議員 井上浩一、千早赤阪村議会議員 服部幸令、千早赤阪村議会議員 徳丸初美、千早赤阪村議会議員 田村陽、千早赤阪村議会議員 藤浦稔。

本議案は、千早赤阪村議会において議会に付託された事件、所管事務の調査を円滑に図るため、所要の改正を行うものです。

第1条につきましては、村の組織改革に伴い、所管部の名称を変更します。令和7年4月1日から施行するものです。

第2条につきましては、議会が合理的かつ能率的な議案の審査や調査をするために村づくり常任委員会と予算常任委員会を設置し、機能強化を図ります。令和7年5月9日から施行するものです。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご

異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第２８号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第２８号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第２８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○千福議長 日程第２４、議案第２９号千早赤阪村議会の個人情報の保護に関する条例の改正についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

田村議員。

○田村議員 議案第２９号千早赤阪村議会の個人情報の保護に関する条例の改正について地方自治法第１１２条の規定により提出いたします。

令和７年３月１９日提出。千早赤阪村議会議長 千福清英様。

提出者、千早赤阪村議会議員 田村陽。

賛成者、千早赤阪村議会議員 井上浩一、千早赤阪村議会議員 服部幸令、千早赤阪村議会議員 徳丸初美、千早赤阪村議会議員 吉田昭之、千早赤阪村議会議員 藤浦稔。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正により条文ずれが生じるため、所要の改正をするものでございます。

ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第２９号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第29号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第25、議案第30号性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井上議員。

○井上議員 議案第30号性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり千早赤阪村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和7年3月19日提出。千早赤阪村議会議長 千福清英様。

提案者、千早赤阪村議会議員 井上浩一。

賛成者、千早赤阪村議会議員 服部幸令、千早赤阪村議会議員 徳丸初美、千早赤阪村議会議員 吉田昭之、千早赤阪村議会議員 田村陽、千早赤阪村議会議員 藤浦稔。

内容を読ませていただいて、提案理由にさせていただきます。

性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書。

性犯罪をした者に対して矯正施設等において再犯防止プログラム等が実施されている

が、出所後も地域社会において継続することが重要である。

令和５年３月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～再犯防止プログラムの活用～」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に都道府県等が主体となって取り組むことが期待されている。性犯罪をした者の出所後の住所等については、法務省から情報提供を受け都道府県等が把握する仕組みはなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報を基にカウンセリングなどの再犯防止、社会復帰支援を行っている。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも各自治体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、自治体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠である。よって、政府は次の事項について所要の措置を講じられるよう強く要望する。

１、性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所したのちも自治体による再犯防止プログラム等を受ける意義について啓発を図ること。

２、再犯防止プログラム等への参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出られた情報を自治体に提供すること。

３、自治体では性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第９９条に基づき意見書を提出する。

令和７年３月１９日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上でございます。

○千福議長 お諮りします。

議案第３０号は、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第３０号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○千福議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

これより議案第30号に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 討論がないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

11時20分からの再開といたしますので、よろしくお願いします。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○千福議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

村長からの追加の提案がありました。

この件について議会運営委員長に報告を求めます。

井上議会運営委員長。

○井上議会運営委員長 先ほど開催しました議会運営委員会で追加議事日程について審査しましたので、報告します。

追加議事日程をご覧ください。

村長から議案第31号が提案されました。この1議案は本会議で審議いただくことに決していますので、ご報告いたします。

以上でございます。

○千福議長 ありがとうございます。

お諮りします。

菊井村長から議案第31号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。議案第31号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~

○千福議長 追加日程第1、議案第31号令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1

号)を議題とします。

提案者の説明を求めます。

菊井村長。

○菊井村長 では、議案第31号は令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ1,246万8,000円を追加いたしまして、予算総額46億21万4,000円とするものでございます。主な内容でございますが、教育長就任に伴う人件費などの増額でございます。ご議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○千福議長 お諮りします。

議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略します。

これより本案に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○千福議長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより議案第31号令和7年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号)に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○千福議長 ないようですので、これにて討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○千福議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○千福議長 日程第26、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

徳丸総務民生常任委員長と田村文教建設常任委員長から会議規則第75条の規定に基づき、閉会中に所管事務の調査をしたいとの申出がありました。

お諮りします。

両委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、両委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~

○千福議長 日程第２７、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

井上議会運営委員長から会議規則第７５条の規定に基づき、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項を閉会中の継続調査にしたいとの申出がありました。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○千福議長 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本定例会に付議された案件は全部終了しました。

ここで菊井村長より挨拶がございます。

菊井村長。

○菊井村長 それでは、令和７年千早赤阪村議会第１回定例会の閉会に際しまして、千福議長からのお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会につきましては、３月４日の開会以来、本日に至るまでの１６日間の日程で開催していただきまして、本会議、各委員会で本当に慎重なるご審議のほうを賜りまして、ありがとうございました。本定例会にご提案させていただきました議案に対しましては、令和６年度一般会計補正予算（第１３号）以外の議案につきましては、全て滞りなく全会一致でご可決をいただきまして誠にありがとうございました。代表質問や一般質問や議案審議の中でいただきました前向きで積極的なご意見、ご提言につきましては、その対応に十分留意しながら村政運営に取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

さて、３月１４日には中学校の卒業式、そして１５日にはげんきこども園の卒園式、１８日は小学校の卒業式に出席させていただきました。中学校では懐かしい校歌を歌い、そしてこども園や小学校では将来の夢を聞きまして、本当に感動的な式典でございました。

そして、いよいよ４月１３日には大阪・関西万博が開幕しますが、万博閉幕後には富田林市、太子町、河南町、そして千早赤阪村の４市町村で自動運転バスの実証実験が行われますが、それに先立ちまして３月１１日には、自動運転バスの南河内地域での運行に多大

なご尽力をいただいております、鈴木憲大阪府議会議員や大阪府の関係者も同乗され、富田林土木事務所から河南町役場を経由して千早赤阪村間を往復され、カメラや3Dマップの動作確認などの走行試験が行われました。この自動運転バスに乗れるのが大阪・関西万博でございます。本村としましても大阪府と連携しながら、機運醸成に積極的に取り組んでまいります。

また、3月13日には大阪府から令和6年度大阪府市町村振興補助金の内示がありました。令和5年度から135万円増額の6,270万円で、平成20年度以降では最高額となっております。何分、財政状況の厳しい本村にとりましては、引き続き大阪府と連携しながら村政運営に取り組んでまいり所存でございますので、よろしくお願いします。

最後になりましたが、議員の皆様方におかれましては、4月27日執行の村議会議員選挙が控えております。今期限りで勇退される議員もおられるとお聞きしておりますが、本当に村政の発展に多大なご尽力を賜りましたことに対しまして、深く敬意を表しますとともに、心から感謝申し上げる次第でございます。今後とも村政運営に変わらぬご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが定例会閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○千福議長 ありがとうございます。

これで本日の会議を閉じ、令和7年第1回千早赤阪村議会定例会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午前11時30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長 千 福 清 英

議 員 井 上 浩 一

議 員 藤 浦 稔